

ボン気候変動会議サマリー

2013年6月3日-14日

ボン気候変動会議は、6月3日-14日までの日程でドイツ・ボンにて開催され、「実施に関する補助機関」(SBI)及び「科学上及び技術上の助言に関する補助機関」(SBSTA)の第38回会合、ならびに「強化された行動のためのダーバン・プラットフォーム特別作業部会」の第2回会合・再開会合(ADP2)が行われた。各国の政府代表約1480名、オブザーバー約900名、報道関係約30社が会議に参加した。

SBI 38は、ロシア、ベラルーシ及びウクライナによる、気候変動枠組条約締約国会議(COP)及び京都議定書締約国会合(CMP)の意思決定に係る法的・手続的諸問題について新たな議題項目の導入を目的とした提案をめぐる議題論争に特徴づけられた。その背景には、2012年ドーハで開催された国連気候変動会議での意思決定プロセスに対する3カ国の不満があった。その他の締約国は、本件の重要性を認識しつつも、新たなSBI議題項目として検討することに反対した。それに代わる案として、政府間会合のアレンジというSBIの議題項目の一部として検討する案も提起されたが、ロシア、ウクライナ、ベラルーシには受け入れがたいものだった。この論争に対して何ら解決策が見つからず、SBIはボンで実質的な作業に入ることができなかった。多くの参加者がこの結果に失望し、2013年11月にワルシャワで開催されるCOP 19及びCMP 9への影響に不安感を抱くこととなった。

目次

UNFCCCと京都議定書のこれまでの経緯	2
ボン気候変動会議レポート	4
実施に関する補助機関	4
科学上及び技術上の助言に関する補助機関	10
強化された行動のためのダーバン・プラットフォーム特別作業部会	25
ボン気候変動会議の簡単な分析	34
今後の会議予定	39
用語集	42

一方、SBSTA 38では、多くの議題を抱えて迅速に作業を開始した。公式にはSBIの実質的交渉が行われなかった為、様々な SBSTA交渉グループには通常よりも多くの交渉時間枠が割り振られた。SBSTA 38では、開発途上国における森林減少・劣化に由来する排出の削減並びに森林保全、炭素貯留量の増加(REDD+)や、幾つかの方法論の問題等を中心に、素晴らしい成果が見られたと多くの参加者が認めた。ADP 2再開会合は、ワークショップ及びワークストリーム1 (2015年合意)とワークストリーム2 (2020年までの野心) に関するラウンドテーブルを中心に構成された。しかし、一部の作業をより公式的な場での作業に移行するために、コンタクトグループを一つ設置するか、複数設置するかという点で合意に至ることが出来なかった。とはいえ、今後、ADPでの交渉進展を確実にするためには、交渉方式を転換することが重要だと多くの参加者が感じていた。

UNFCCCと京都議定書のこれまでの経緯

気候変動に対する国際政治の対応は、1992年、国連気候変動枠組条約 (UNFCCC) の採択に始まる。気候系に対する「危険な人為的干渉」を回避するため温室効果ガス (GHGs) の大気濃度安定化を目指し、その枠組みを規定した条約であり、1994年3月21日に発効、現在は195の締約国を有する。

1997年12月、日本の京都で開催された第3回締約国会議 (COP 3) に参加した各国政府の代表は、先進工業国および市場経済移行国に排出削減目標の達成を義務付けるUNFCCCの議定書に合意。UNFCCCの下で、附属書 I 国と呼ばれる締約国が、2008年-2012年 (第一約束期間) の間に6種の温室効果ガス (GHG) の排出量を1990年と比較して全体で平均5%削減し、各国ごとに異なる個別目標を担うことで合意した。京都議定書は、2005年2月16日に発効し、現在、192の締約国を有する。

2005年-2009年の長期交渉：2005年末、カナダ・モントリオールで開催された京都議定書第1回締約国会合 (CMP1) では、議定書3.9条に則り、京都議定書の下での附属書 I 国の更なる約束に関する特別作業部会 (AWG-KP) の設立を決定し、第一約束期間が終了する少なくとも7年前までに附属書 I 国の更なる約束を検討することを、その役割と定めた。また、COP 11では、「条約ダイアログ」と呼ばれる4回のワークショップを通じて、条約の下での長期的協力を検討するプロセスも創設された。

2007年12月、インドネシア・バリで開催されたCOP 13及びCMP 3では、長期的な問題に関するバリ・ロードマップについて合意に至った。COP 13は、バリ行動計画を採択するとともに、条約の下での長期的協力の行動のための特別作業部会 (AWG-LCA) を設立し、緩和、適応、資金、技術、長期協力行動の共有ビジョンを中心に討議することを役割づけた。また、AWG-KPの下では、附属書 I 国の更なる約束に関する交渉が

続けられた。2つの交渉トラックが結論を出す期限については、2009年のコペンハーゲン会議とし、その準備作業として両AWGは2008年-2009年に数回の交渉会議を開催した。

コペンハーゲン：デンマーク・コペンハーゲンでの国連気候変動会議は2009年12月に開催された。かつてない程の大きな注目を浴びたが、透明性やプロセスをめぐる論争が目立った会議となった。ハイレベル・セグメントでは、主要な経済国や様々な地域の代表、その他の交渉グループの代表で構成されるグループによる非公式交渉が行われた。12月18日深夜、会議の議論は政治的合意である「コペンハーゲン・アコード」にまとめられ、その後、採択のためにCOPプレナリーに提出された。それから13時間にわたる議論の末、参加者は、コペンハーゲン合意に「留意する」ことで合意した。2010年には140カ国以上がこの合意への支持を表明し、80カ国以上が国家緩和目標または行動に関する情報を提出した。また、締約国はAWG-LCA及びAWG-KPの役割をそれぞれ2010年の COP 16及びCMP 6まで延長することでも合意した。

カンクン：メキシコ・カンクンでの国連気候変動会議は2010年12月に開催され、締約国はカンクン合意を成立させた。条約の交渉トラックでは、決定書 1/CP.16において、世界の平均気温の上昇を産業革命以前のレベルから2°C以内に抑えるには世界の排出量の大幅な削減が必要であると認識された。締約国は、世界の長期目標を定期的にレビューし、2015年までのレビュー期間中に目標の強化を更に検討するという合意し、その際に1.5°Cを目標とする案についても検討することで合意した。また締約国は、先進国と途上国がそれぞれ通知した排出削減目標と国別適切緩和行動(NAMAs)にも留意した。(FCCC/SB/2011/INF.1/Rev.1 及びFCCC/AWGLCA/2011/INF.1、それぞれカンクン会議後に発行)。また、決定書1/CP.16には、測定・報告・検証 (MRV) やREDD+等、緩和の他の側面についても記載された。

さらに、カンクン合意は、いくつかの新たな制度やプロセスを創設した。その中に、カンクン適応枠組み、適応委員会、技術メカニズムが含まれ、技術メカニズムの下には技術執行委員会と気候技術センター・ネットワークが設立された。また、緑の気候基金(GCF)が新設され、24人のメンバーによる理事会が統治する条約の資金メカニズムの運用機関として指定された。締約国は、この基金の設計をタスクとする移行委員会や、資金メカニズムに関してCOPを支援する常設委員会の設置についても合意した。さらに、締約国は、先進国が2010年-2012年に早期開始資金300億米ドルを供給し、2020年までに年間1千億米ドルを合同で動員するとの先進国の約束についても認識した。

議定書の交渉トラックでは、CMPは、気候変動に関する政府間パネル (IPCC) 第4次評価報告書に明記されたレンジに合わせて合計排出削減量を達成するべく附属書 I 国が野心度を引き上げるよう促し、土地利用・土地利用変化及び林業 (LULUCF) に関する決定書 2/CMP.6を採択した。また、両AWGのマンデートはもう一年延長されることとなった。

ダーバン：南アフリカ・ダーバンでの国連気候変動会議は、2011年11月28日から12月11日に開催された。ダーバンの成果は、広範なトピックを網羅しており、特に京都議定書の下での第二約束期間の設置や、条約の下での長期的協力行動に関する決定、GCFの運用開始に関する合意が含まれた。締約国は、「条約の下で全ての締約国に適用可能な、議定書、法的文書、もしくは法的効力を有する合意成果の形成」を目的とする新組織、ADPを発足させることでも合意した。ADPでの交渉は2015年末までに完了させることとし、2020年には新合意を発効させることを目指す。さらに、ADPは2℃目標に絡み2020年までの野心ギャップを埋めるための行動を模索する役割も付与された。

ドーハ：2012年11月26日-12月8日、国連気候変動会議がドーハにて行われ、「ドーハ気候ゲートウェイ」と称される一連の決定書パッケージが作成された。その中で、第二約束期間を定めるための京都議定書改正やドーハでAWG-KPの作業を最終的に完了させるための合意が盛り込まれた。また、AWG-LCAの作業完了やバリ行動計画の下での交渉終了についても締約国の合意がなされた。世界目標の2013-15年のレビューや先進国及び途上国の緩和、京都議定書の柔軟性メカニズム、国別適応計画、MRV、市場及び市場以外のメカニズム、REDD+等、さらに議論が必要とされる数多くの問題については、SBI及びSBSTAでの検討に付されることとなった。また、ドーハの成果の重要な要素としては、途上国の特に気候変動の悪影響に脆弱な国々における損失と被害への対応を検討する制度メカニズム等についての合意が盛り込まれたことである。

ADP 2：2013年4月29日-5月3日、ボンでADP 2が開催された。同会議は、ADPの2つのワークストリームについて網羅するワークショップとラウンドテーブルを中心に構成された。ADPの議論を前進させるためには、この交渉方式が有益だと多くの参加者が感じた。しかし、一部の政府代表からは、今後のADP会合では、もっと焦点を絞って、双方向で議論していく必要があるとの指摘もあった。

ボン気候変動会議レポート

6月3日（月）、SBI 38及びSBSTA 38は開幕し、4日（火）にADP 2 開会プレナリーが開催された。このレポートでは、3つの機関の議論を議題ごとに総括する。

実施に関する補助機関

SBI 38は、6月3日（月）に開幕し、SBI議長Tomasz Chruszczow（ポーランド）は、SBIは“今ここで進展しなければならない”と強調し、締約国に2015年を見据えて議論を行うよう要請した。

UNFCCCのChristiana Figueres事務局長は、アラブ首長国連邦（UAE）が京都議定書ドーハ改正文書の最初の批准国となったことに賞賛を送った。また、このドーハ改正が発効するには143ヶ国の批准が必要であるとし、他の締約国もこれに倣うよう促した。

組織的事項: 補遺暫定議題 (FCCC/SBI/2013/1/Add.1)については、ロシアが、ベラルーシ及びウクライナとともに、COP及びCMPでの意思決定に係る手続き的・法的諸問題を新たな議題項目とする提案を発表したが、これは“手続き・規範及び原則に関する国連システムをUNFCCCで適用することによる不備”に対処するための提案とのことだった。

フィジーは、77ヶ国グループ及び中国(G-77/中国)の立場から、暫定議題 (FCCC/SBI/2013/1)をベースに議事を進行するよう提案した。手続きルール採択の重要性を認識し、欧州連合 (EU)は、そうしたルールの採択はSBIの任ではないと強調した。

Chruszczow議長は、議題を採択せずに、SBIが補遺暫定議題 (FCCC/SBI/2013/1/Add.1) をベースに作業を開始するよう、提案されている新項目についてSBIのRobert Van Lierop副議長 (セントクリストファー・ネーヴィス) に非公式に意見を聞くよう促すよう提案した。事務局は、補遺項目案を含めるべきか否かについては意見を求める一方で、議題を採択せずに暫定議題をベースに作業するよう助言した。

ロシア、ベラルーシ及びウクライナは、議題を採択せずに作業を開始することに反対した。この件で、コンセンサスが得られなかったことに言及し、Chruszczow議長はいったん会合を中断し、各国政府の代表者に本件について相談するよう促した。月曜午後遅くなってChruszczow議長は、ロシア、ベラルーシ及びウクライナが提起した問題を「政府間会合のアレンジ」という議題項目の下で検討するという議長案は多くの締約国に受け入れられなかったと報告し、公式に採択することなく補遺暫定議題をベースにSBIの作業を開始すべきだとするG-77/中国提案について、いったん包括協議は中断して検討を行うよう要請したが、ロシア、ベラルーシ及びウクライナが反対した。

非公式協議の後、6月7日（金）、SBIプレナリーが再度招集された。G-77/中国は、ロシア、ウクライナ及びベラルーシの提案項目を「政府間会合のアレンジ」の議題項目の下で取り上げるよう提案した。EUは、これに同意し、提案された項目を今後議論すると注釈を付けた議題で保証をつけることを提案し、その代わりに議題は正式に採択せずに作業を開始し、議題問題は後の段階で再度検証することを示唆した。

さらなる議論を経て、G-77/中国は、利用可能な法的選択肢を明確にするよう議長に求めた。SBI議長Chruszczowは、SBIがコンセンサスによってのみ議題を採択することが可能で、議長としては実質的な内容について決断を下すことができない旨を説明した。中国は、議長がSBIの作業開始と議題問題について模索するため並行して協議を行うよう裁定を下すよう提案した。その後、G-77/中国は、議事進行上の問題を挙げ、中国提案を踏まえた裁定を下すようSBI議長に要請した。Chruszczow議長は、政府代表の発言者リスト通り

に意見発表を開始することを許可した。G-77/中国が裁定を訴え、本件は投票に付された。ロシアが発言者リストの継続を支持する票を投じたが、過半数の締約国が棄権した。

ロシアは、提案された議題項目に基づいて議論することがコンセンサスという概念や選出された公務員の役割、投票を含む、“システム上の重要課題”について対処することになると強調した。ツバルは、小島嶼国連合(AOSIS)の立場から、SBIがCOPの手続き的な問題を取り扱う権能を有しているの明らかではないとの見解を示して、提案された議題項目の扱いについて検討するオープン・エンドな議長フレンズ会合を召集することを提案し、締約国の合意を受けた。Chruszczow議長は、ロシア、ベラルーシ及びウクライナの関心事項を「政府間会合のアレンジ」の議題項目の下で議論すべきかどうか、その場合の方法について議論することが同会合の趣旨であることを確認した。

SBIプレナリーが6月11日（火）に再度開催された。本件の解決に向けてきめ細かな努力について説明しつつ、SBI議長Chruszczowは、ボン会合で8日もの作業時間が失われたことは遺憾であると述べた。その後、議長は、COP及びCMPの意思決定に係る手続き的・法律的問題を新項目として追加する案を排除する一方で、意思決定に係る諸問題を取り上げるという保証を与えるSBI議長声明、議長声明を盛り込んだ会合報告書、SBI補遺暫定議題 (FCCC/SBI/2013/1/Add.1) の採択といった“ソリューション・ボックス”を提案した。また、議題採択後すぐに、SBI議長と副議長が座長を務めるコンタクトグループを設置して、COP及びCMPの意思決定に係る法的・手続き的諸問題を「政府間会合のアレンジ」の議題項目の下で検討すると強調した。SBI議長Chruszczowは、ソリューション・ボックス型の提案に従って暫定議題を採択するよう締約国に促した。ロシアは、ウクライナ及びベラルーシの支持を得て、全ての締約国の利害を考慮に入れる議題が必要だと強調し、議長案に反対を唱えた。

G-77/中国は、グループとしてSBI議長の取組みと提案に対する支持を表明した。また、スワジランドがアフリカグループの立場から、ネパールが後発開発途上国 (LDCs) の立場から、議長案への支持を表明した。スイスは、環境十全性グループ (EIG) の立場から、一部の締約国が議長提案を受け入れられない理由は理解しかねると述べた。EUは、議長提案への支持を表明し、本件の重要性を認識しつつ、これをコンタクトグループで議論することに前向きな姿勢を示した。

日本は、SBIの作業時間のロスについて遺憾の意を示し、議長提案を支持した。米国は、本件の重要性に関する“異例なまでの幅広い支持”について言及し、議長提案への支持を表明しつつ、合意の欠如によって、本件やその他の重要課題に関するSBIの議論が妨げられてしまうと強調した。オーストラリアは、SBIの作業を“軌道に乗せるよう”要請した。議長提案は“素晴らしい前進策”であるとし、ニュージーランドは、ロシア、ウクライナ及びベラルーシが提起した問題の議論に前向きな姿勢を示した。SBI議長のアプローチに対する支持を示し、カナダは、提起された問題の重要性と議論の必要性に賛同した。

手続きルールについて焦点をあてながら、シンガポールは、いかなる締約国にも新たな議題項目を提案する権利はあるものの、それを議題に含めるにはコンセンサスが必要になるとの見解を示し、さもなければUNFCCCの会合ごとに締約国が新たな議題項目を追加するというインセンティブが働いてしまうと強調した。また、協議を継続しつつも、新項目を提唱している3ヶ国が、提案を否決するか提案項目を保留にするかどうかだという状況の中で“通常の行動プロセス”を否定していることは残念だと述べた。

SBIのChruszczow議長は、ダーバンで、議題採択をせずにCOP及びCMPの作業を開始することを決定し、その後の段階になって議題採択を可能にするような解決策を見出すことに苦労した経験をあらためて思い起こし、善後策に関する議長案を改めて表明したが、ロシア、ベラルーシ及びウクライナが引き続き反対を唱えた。

ツバルは、本件の対応策としてSBI議長ルールを要請した。Chruszczow議長は、手続きルールでは投票が認められず、SBIの決議には合意形成が必要であるとの見解を示した。G-77/中国は、議長が必要性の原則を適用し、それが“世界を救うための議長の個人的な努力”であるとして“進行を告げる小槌を打つ”ことを求めた。Chruszczow議長は、会合の小休止を伝えた。

会合再開時には、ロシアが、透明性や国家主権、政治的意思の重要性を強調し、UNFCCC下の“恒常的な手続き問題”は新たな議題項目案の背後にある理論的根拠を示しているとした上で、意思決定手続きを検証し、手続きルールに関するCOP決定を準備する必要があると強調した。また、SBI議長が必要原則に立脚して議題に関する決議を取ることは“いかなる法的文脈からも逸脱”し、コンセンサスなく議題を採択することは“手続きルールの露骨な違反”になると強調した。

SBI議長のChruszczowは、議長案の採択にあたりコンセンサスの欠如を認識した上で、“SBIの作業を開始するための術は他に無い”と述べた。透明性と包含性の必要性、ならびにプロセスへの信頼と締約国の自主性の重要性を強調しつつ、議長は締約国に対して奉仕する立場にあり、“地球を救えるかどうかは締約国次第”と述べた。

UNFCCCのChristiana Figueres事務局長は、COP 18では“誰もが回避を望んでいた”土壇場の数時間の交渉が行われたことについて述べ、そうした状況下では締約国が最大限に自らの言い分を聞いてもらう権利は支持されないと言及した。また、Figueres事務局長は、すべての締約国が意思決定に関する議論に非公式な場を含めて携わろうとの意欲を表明しているが、議題採択なくしては議論の継続もSBIの作業開始も出来なくなると指摘し、次回の会議では、締約国が一丸となってSBIの作業について検討し、UNFCCCの究極目標のタイムリーな追求という精神に則って、今とは違う雰囲気です討議を開始してほしいとの願いを述べた。6月14日（金）にSBIプレナリーが再開され、閉幕するとの予定が、SBI議長Chruszczowより伝えられた。

SBI/SBSTA対応措置フォーラム: 対応措置フォーラムと称されるワークショップが6月4-6日、SBSTA議長Richard Muyungi及びSBI議長Tomasz Chruszczowの下で開催された。6月4日（火）には、経済多角化及び経済改革の機会について意見交換が行われ、今後の提言、貿易問題、補助金問題などのトピックを中心に議論が行われた。詳細は、<http://www.iisd.ca/vol12/enb12571e.html> を参照のこと。

6月5日（水）は、労働力の変化、並びにしっかりとした職業や質の高い雇用の創出に関する議論が行われた。詳細は、<http://www.iisd.ca/vol12/enb12572e.html> を参照のこと。

6月6日（木）は、対応措置の実施の影響に係る評価と分析について議論された。詳細は、<http://www.iisd.ca/vol12/enb12573e.html> を参照のこと。

6月7日（金）は、経済モデルと社会経済的なトレンドについて議論がなされた。詳細は、<http://www.iisd.ca/vol12/enb12574e.html> を参照のこと。

キャパシティビルディングに関するダーバンフォーラム: キャパシティビルディングに関するダーバンフォーラムは、6月4日と6日に、Helen Plume (ニュージーランド) 及びKishan Kumarsingh (トリニダード・トバゴ)共同座長の下で開催され、数々のプレゼンテーションの他、緩和、適応、及びジェンダーと気候の相関関係に関するキャパシティビルディングについて議論が行われた。詳細は、<http://www.iisd.ca/vol12/enb12571e.html> 及び <http://www.iisd.ca/vol12/enb12573e.html> を参照のこと。

条約第6条に関するドーハ作業計画の実施についてのダイアログ: 条約第6条（教育、訓練及び啓発）に関するドーハ作業計画の実施についてのダイアログがAdriana Valenzuela (ドミニカ共和国) 及び Richard Merzian (オーストラリア) 共同座長の下で、6月10日、11日に開催された。詳細は、<http://www.iisd.ca/vol12/enb12576e.html> 及び<http://www.iisd.ca/vol12/enb12577e.html> を参照のこと。

閉会プレナリー: SBI閉会プレナリーは6月14日（金）に開催された。今次会合の議題を採択できなかったことについて、SBI議長Chruszczowは“これは締約国の皆さんのプロセスであり、解決策を打ち出せるのは皆さんだけだ”と改めて強調した。また、締約国各国には、すべての項目、特に“主要な成果物”が期待されている項目について、ワルシャワで成果を出すための方策について意見を共有するよう要請した。

閉会のステートメント発表は、オブザーバー組織から先に行われた。Climate Action Network (CAN) は、行動を強化するための機会が失われたことに失望感を示した。また、損失と被害の分野での進展が必要であるとし、ドイツ、欧州のみならず、世界全体で、毎日のように地域社会が被害を受けていると強調した。LDC Watchは、損失と被害に関する国際メカニズムの構築のため建設的に協調するよう締約国に求めた。若者のNGO団体は、“政治的に実行可能なことを議論するためではなく科学的に必要なことを議論するために、こ

の場に来ているのだ”と締約国に念を押し、“交渉の場では、支持することも賛同する意思を表明することもできないとしても、子供たちの立場に立って結束する”ことを約束した。

G-77/中国は、SBIが議題への合意の欠如から作業を開始できなかったことに“深い憂慮”を示し、“今は責任を追究して指弾するような時ではない”としながらも、手続きルールの解釈については一貫性と明確さが必要だとし、UNFCCC意思決定プロセスについて一丸となって考えることが重要だと強調した。更に、事務局やSBI議長、締約国に対して、SBI 39までにSBI交渉の行き詰まりを打開するよう求めた。また、EUは、SBI及びSBSTAでの作業がADPの交渉進展に欠かせないとし、損失と被害、国別適切緩和行動(NAMAs)及び2013-15年レビュー等を含めたSBIの作業が進展しなかったことに失望感を示した。

ナウルは、AOSISの立場から、手続き問題が実質的な作業を妨げるようなことがあってはならないと述べ、SBI 38期間中の非公式な作業で出てきたテキスト素案をワルシャワの審議に向けて送付するよう議長に求めた。また、損失と被害は“根本的な問題”であると強調した。メキシコは、EIGの立場から、SBIが作業を実行できなかったことに失望感を示し、ボンで行われたことは善意と協力を土台にしてUNFCCCの意思決定手続きを定義する必要があると“声高に発言”したことであると指摘し、本件に関しては、投票に関係して条約第15条の改正に関するパプアニューギニア及びメキシコからの提案を含め、前向きに議論する構えを見せた。ネパールは、LDCsの立場から、ボンで締約国がSBIの作業を開始できなかったことに失望感を示し、技術指針やボンで開催されたNAPエキスポを含め、国別適応計画 (NAPs) について焦点をあてた。スワジランドは、アフリカグループの立場から、SBIで問題を議論できないことに失望を示し、交渉の遅れは実施の遅れを意味すると強調した。コロンビアは、独立中南米カリビアン諸国連合 (AILAC) の立場から、ボンでの顛末は今後繰り返してはいけない前例をつくったと強調し、現在のSBIの状況を打開するよう求めた。

ベラルーシは、ウクライナ及びロシアに代わって、今次会合が不満足な結果に終わってしまったとして遺憾の意を示し、“UNFCCC プロセスで繰り返されてきた違反行為に終止符を打つ”ために、新たな議題項目案について議論する必要性をほぼ全ての締約国が認識していると強調するとともに、お互いに受け入れられる解決策を見つけるためにワルシャワまでの時間を活用してほしいと述べた。

ツバルは、“プロセスをさらに悪化させるために手続きを利用する”のは“究極の皮肉”だと指摘し、これは“シートベルトの不具合を見せるために車をわざと衝突させるようなものだ”と述べた。

SBIの重要な役割を指摘して、オーストラリアは、SBIの議題について決着がつかなかったことに失望感を示しつつ、提起された問題点をオープンに議論することへの支持を表明し、損失と被害; 透明性及び明確性; クリーン開発メカニズム (CDM) のレビュー; 実施手段; 及び2013-15年レビュー等を含む項目について進展させる必要があると指摘した。米国は、SBIが作業を開始できなかったことについて“落胆”を示したものの、ロシア、ベラルーシ及びウクライナが提起した問題は重要であると指摘し、全ての締約国は秩序だったプロ

セスを確保する立場にあり、締約国にとって自らの意見を認識し、聞いてもらうことは重要であると述べた。また、ワルシャワまでに今後の方針を見つけるよう求めた。日本は、SBIにおいて、特に予算、損失と被害、NAMAの分野における実質的な議論がなされなかったことへの失望感を示し、プロセスの信頼性を貶めることのないよう、ワルシャワでは同じような状況をつくらぬよう求めた。ニュージーランドは、良好なプロセスがUNFCCCを機能させるために不可欠であるとし、ワルシャワに向けてオープンな議論と解決策を求めた。

ペルーのManuel Pulgar-Vidal環境大臣は、ビデオメッセージの中で、ペルーが2014年のCOP 20を確実に成功させるために全ての締約国からのサポートを得られると確信していると述べた。ペルーでの成功を祈願しつつ、ベネズエラは、プレCOPを同国で開催することは喜ばしいと述べた。

SBI議長のChruszczowは、各国政府代表の“建設的かつ積極的に前向きなステートメント”に謝意を示し、SBI議題については合意に至ることができなかったものの、これまでの各国の発言から判断すると締約国が、“新たな譲り合いと信頼、オープンさと理解の精神をたずさえてワルシャワ会議に臨むだろう”との期待感を示した。また、Desmond Tutuの言葉を引用して、“違いというのは人を分けたり、引き離したりすることを意図するものではない。人に違いがあるのは、お互いのニーズをはっきり理解するためなのだ。”と述べ、午後4時20分にSBI 38閉会を宣言した。

科学上及び技術上の助言に関する補助機関

SBSTA 38は6月3日（月）に開幕し、Richard Muyungi（タンザニア）が引き続き議長を務めた。議題採択が行われ、作業構成についても合意した（FCCC/SBSTA/2013/1）。

開会ステートメント: フィジーは、G-77/中国の立場から、特に隔年更新報告書は現行の国内制度やキャパシティを土台とするべきものであり、国内レベルでの独立第三者機関による検証の自主的な活用を認めるべきだと主張した。EUは、全てのSBSTA議題項目、緩和と適応の双方を進展させる可能性がある分野であるとして特に農業分野での進展を求めた。

韓国は、EIGの立場から、各種アプローチやパイロット段階の新市場メカニズム（NMM）を実現させるための枠組みに関してCOP 19決議を出すことを要請した。オーストラリアは、アンブレラ・グループの立場から、市場及び非市場ベースのアプローチに関する作業計画を進展させるよう求めた。

スワジランドは、アフリカグループの立場から、影響、適応及び脆弱性に関するナイロビ作業計画（NWP）の進展の必要性を強調し、食料の安全保障を強化し、柔軟な回復力の構築に対処するべく、農業分野での対応を求めた。ネパールは、LDCsの立場から、特にNWPでの“具体的な成果”；気候技術センター・

ネットワーク (CTCN) と技術執行委員会 (TEC) との間の制度的アレンジの確立; 及び2013-15年レビューにおける科学の役割の確保を重点化するよう求めた。

パプアニューギニアは、熱帯雨林諸国連合の立場から、MRVや各国の報告、成果ベースの行動に対する支払い等の分野における作業の完了を求めるとともに、REDD+委員会の設立案を支持した。ボリビアは、米州ボリバル同盟 (ALBA) の立場から、脆弱性が技術、資金及びキャパシティビルディングの供与につながる“最優先課題”だと指摘した。

タイは、有志途上国 (LMDC) の立場から、附属書 I 国の野心に関するドーハの成果が“極めて落胆する内容”だったとし、NAMAsで途上国向けの新たな義務を負わすべきではないと主張した。チリは、AILACの立場から、市場及び非市場ベースのアプローチでの進展を求めた。インドは、ブラジル、南アフリカ、インド及び中国グループ (BASIC)の立場から、知的財産権における議論の進展; 適応のみに特化した農業分野の議論; COPに向けた国際民間航空機関 (ICAO) 及び国際海事機関 (IMO) へのガイダンス提供等を求めた。Climate Justice Now は、市場ベースのメカニズムが環境的にも社会的にも欠陥があると指摘した。Climate Action Network (CAN) は、NMMの議論には環境十全性を反映させるべきだとし、二重算定をしないよう釘を刺した。気候変動に関する国際先住民フォーラムは、森林や土地に対する先住民の権利を尊重し、REDD+のあらゆる段階において先住民が全面的かつ効果的に参加できるよう求めた。

ナイロビ作業計画: 本件 (FCCC/SBSTA/2013/2、FCCC/SBSTA/2013/INF.1 及び FCCC/SBSTA/2013/MISC.2) は、6月3日のSBSTAプレナリーとDonald Lemmen (カナダ) 及びJuan Hoffmaister (ボリビア) が共同議長を務める非公式協議で検討された。

SBSTA結論書: 結論書 (FCCC/SBSTA/2013/L.9)で、SBSTAは、特に:

- ・ SBSTA 39で下記を踏まえてNWPの議論を続けることで合意: 決定書2/CP.11付属書で合意されたように、追加的な横断テーマを通じたNWPのスキームの検討; 活動の順位付けと適応実務者の参加; 及び適応関連のワークストリームと条約の諸機関との連携構築。
- ・ 先住民の知識や適応分野の実践事例を活用するためのベストプラクティスと利用可能なツール、ジェンダーに配慮したアプローチの適用、及び影響、脆弱性及び適応を理解するためのツールに関して、SBSTA 39までに技術文書を作成し、SBSTA 40までに技術専門家会合を開催することを事務局に要請。
- ・ NWPを通じた関連活動の実施において適応委員会を支援する準備ができていることを表明。
- ・ NWPの関連度を高める方策について、2013年9月2日までに、締約国及び関連機関に意見を提出するよう招請。
- ・ 特に、SBSTA結論書に付属されたテキスト案をベースにした決定書6/CP.17のマンデートに沿ったNWPの作業分野の再検討開始。

REDD+の方法論のガイダンス: 本件は6月3日（月）のプレナリーで最初に取り上げられ、その後は、コンタクトグループ会合やPeter Graham (カナダ) 及びVictoria Tauli-Corpuz (フィリピン) が共同議長を務める非公式協議で討議された。

これらの議論の結果、国家森林モニタリングシステムのモダリティー；決定書 1/CP.16での全てのセーフガード事項の対処法および尊重の仕方に関する情報とりまとめの提出時期と頻度；及び森林減少と森林劣化の動因への対応等の分野に関するCOP 19決定書草案が作成された。さらに、今後の決定書草案に含められるような要素（MRVのモダリティー；森林参照排出レベル及び/または森林参照レベルに関する締約国の意見書の技術分析のためのガイドライン及び手続き）を盛り込んだテキストがSBSTA 39に送付された。

MRVについては、森林関連の排出量が国際的な協議と分析（ICA）や別の何らかの評価を受けるべきか否かという点について、締約国の見解が分かれた。多くの途上国はICAを適用すべきだと主張したが、多くの先進国は、提供された情報が正確で、透明性があり、長期的な一貫性かどうか確実にチェックする必要があるが、それは他の種類の評価法で保証することは可能であると強調した。報告書の情報はICAを受けると記載したテキストについては、括弧書きが残された。

また、**森林関連の排出量の推計や技術専門家の役割の判断のために提出された情報の技術評価**については、提言を提供することができるか、また明確にする必要があるかという論点も含めて、詳細な議論が行われた。多くの締約国は、こうした論点の一部はICAに関するSBIの議論の中で検討可能だと強調した。技術評価の具体的な側面については合意がなされ、テキスト案で概要が記載されたプロセスについて“専門家の技術チームに関するものも含め、ICAの下で未決定となっている関連の決定書を予断する企図はない”と記載した脚注を含めることでも合意がなされた。数多くの途上国は、キャパシティビルディング強化及びMRV支援提供の必要性を強調した。

今後はMRVに関する決定書草案に含められる要素についてのテキストをベースにした作業が続けられる。閉会プレナリーでは、多くの締約国がCOP 19では本件について実質的な進展を図る構えであると表明した。

森林参照排出レベル及び/または森林参照レベルに関する意見書の技術評価のガイドラインについては、多様な意見が出され、勧告や提言、ガイダンスといった情報を提供する可能性を含めて、技術評価が途上国締約国に対して提供できるフィードバックの種類に関する意見が分かれた。ICAは原則的に“押し付け”にはならないようにすべきだと多くの途上国が強調した。また、技術評価のガイドラインについても詳細な議論が行われたが、プロセス改正の様々なステップの時期については、実施中に得られた教訓を生かせるような段階的アプローチを一部が支持する等、意見の違いが残された。

セーフガードの取り上げ方に関する情報については、いくつかの締約国が経験及びベストプラクティスを共有する必要があると注意を喚起した。また、本件について締約国からの意見提出を招請し、それらとり

まとめを事務局に要請するということが合意がなされた。セーフガード事項の対処法および尊重の仕方に関する情報とりまとめの**提出時期と頻度**については、国別報告書だけでこの情報を提供してもらうか、あるいは隔年更新報告書からも提供してもらうかという点が議論され、一部の途上国は隔年更新報告書を通じた意見提出はあくまでも自主的なものであるべきだと主張した。多くの締約国は、こうした情報提供と成果ベースの行動の完全実施に対する支援とを結びつけるべきだと強調したが、これを反映させる文言については合意に至らなかった。

森林減少と森林劣化の動因への対応については、多くの途上国が、国家戦略及び活動計画の実施を通じて動因について対処するべきだと強調し、各国の国情の独自性についても主張した。一部の締約国は、森林劣化の動因と農業、ならびに国際貿易との関連についてコメントした。

人々の暮らしが森林減少と森林劣化の動因に関連した活動に依存する可能性があり、こうした動因に経済的なコストがかかり、国内資源への影響を及ぼす可能性がある点と序文のパラグラフに記載することで合意された。SBSTA閉会プレナリーでは、ツバルが、“人々の暮らし (livelihood)” という文言は先住民が森林減少の動因であるという意味ではなく、逆に森林減少と森林劣化の動因による被害者になりうるのだと強調し、この件の曖昧さをCOP 19で解消するよう求め、フィリピンの支持を受けた。気候変動に関する国際先住民フォーラムは、伝統的な暮らしは森林減少の動因と無関係であり、むしろ気候変動の適応と緩和の双方に貢献するのだと強調した。

また、COP 18で定められた通り、**炭素以外の便益**についても議論が行われた。一部の途上国は、炭素以外の便益を提供するための対価（補償）を検討する可能性がある点を強調した。その他の途上国は、炭素以外の便益を測定するのは困難だとし、この問題については、生物多様性条約等、他の国際機関が対応してきたことを強調した。本件については、その後、意見提出を含めて、さらに検討を重ね、明確性を提供するための活動を組織することで合意がなされた。

市場以外のアプローチについては、もっと明確にする必要があるとし、締約国に意見提出を招請し、資源の利用可能性に応じてワークショップを開催することで合意した。

SBSTA結論書：結論書 (FCCC/SBSTA/2013/ L.12、 Add.1、 2 & 3)で、SBSTAは：

- ・ COP 19での採択を目指して、各国の森林モニタリング制度のモダリティーに関する決定書草案を提案することを決定；
- ・ SBSTA 39での作業完了を目指して、今後の決定書草案用の結論書の附属書IIに記載された要素をベースに、MRVの方法論的ガイダンスに関する作業を続けることで合意。

・ SBSTA 39での作業完了を目指して、結論書の附属書IIに記載された要素をベースに、提案されている森林参照排出レベル及び/または森林参照レベルの技術評価用のガイダンスに関する作業を継続することで合意。

セーフガードについて、SBSTAは:

- ・ 途上国に対して、経験及びベストプラクティスの構築を奨励。
- ・ 途上国に対して、2014年9月24日までに、経験及び教訓に関する意見書提出を招請するとともに、事務局に対して、それらの提出意見をSBSTA 41で検討するためのとりまとめを行うよう要請。
- ・ 締約国及びオブザーバー に対して、2014年9月24日までに、セーフガードが現在どのように対応されているかという情報提供のためのシステム経由の情報の種別に関する意見書を提出するよう招請するとともに、事務局に対してSBSTA 41で検討するための情報とりまとめを要請。
- ・ COP 19での採択を目指し、全てのセーフガード事項の対処法および尊重の仕方に関するサマリー情報の提出時期と頻度に関する決定書草案を勧告することを決定。
- ・ SBSTA 41で、追加ガイダンスの必要性を検討することで合意。

森林減少と森林劣化の動因については、SBSTAは:

- ・ 森林減少と森林劣化の動因への対応における国家戦略または活動計画の策定という文脈の中でのセクターを横断した連系の重要性を認識。
- ・ 国際協力が動因の対策に貢献しうることをさらに認識。
- ・ COP 19で検討するための決定書草案を勧告することを決定。

市場以外のアプローチについては、SBSTAは:

- ・ 森林の不可欠かつ持続的な管理のための緩和・適応の合同アプローチ等、市場以外のアプローチが決定書1/CP.16、パラグラフ70に記載された活動の実施支援にとって重要であると留意。
- ・ これらのアプローチの種類に関する明確性の必要をさらに認識し、十分かつ予測可能な資金支援を含めた支援の提供と本件との関係について留意。
- ・ 締約国及びオブザーバー に対し、2014年3月26日までに、市場以外のアプローチに関する方法論的ガイダンスについての意見書の提出を招請し、事務局に対しては、意見提出のとりまとめ及びSBSTA 40での会期中ワークショップ開催を要請。
- ・ SBSTA 40で方法論的ガイダンスの検討を続けると決定。

炭素以外の便益については、SBSTAは: その他の国際機関及び条約の下で進行中の本件に関する作業について留意し、炭素以外の便益の種類及び関連する方法論の問題について求められる明確性について合意。ま

た、締約国及びオブザーバーに対しては、2014年3月26日までに意見提出を招請し、SBSTA 40で検討するために事務局に情報とりまとめを要請。

決定書には2つの附属書が盛り込まれている。一つがMRVのモダリティーに関する決定書草案のための要素に関する附属書。もう一つが提案されている森林参照排出レベル及び/または森林参照レベルに関する締約国からの提出意見の技術評価のガイドライン及び手続についての決定書草案の要素に関する付属書である。

制度的アレンジを含めた、途上国の森林部門における緩和行動に係る実施活動の支援の連係: 本件 (FCCC/SB/2013/MISC.3 及び Add.1) がSBSTAで最初に取り上げられたのは6月3日(月)であった。

米国は、本件についてドーハのCOPで規定されたのは締約国からの意見提出とワークショップだけであると主張する一方で、ガイアナは、COPが規定しているのは“単なるワークショップだけではなく、プロセスだ”と主張した。SBI/SBSTA合同のコンタクトグループが設置され、Madeleine Diouf (セネガル) 及び Keith Anderson (スイス) が共同議長を務めた。しかし、SBIが議題で合意できなかったため、交渉は一切行われることがなかった。

本件に関するワークショップが 6月7日(金)に開催された。詳細は、
<http://www.iisd.ca/vol12/enb12574e.html> を参照のこと。

技術: 本件 (FCCC/SB/2013/INF.5) は6月3日のSBSTAで簡単に取り上げられた後、コンタクトグループ会合及びMajid Al Suwaidi (アラブ首長国連邦) 及び Stig Svenningsen (ノルウェー) が共同議長を務める非公式協議で討議された。

SBSTA結論書: 結論書 (FCCC/SBSTA/2013/L.11)で、SBSTAは、特に:

- ・ 気候技術センター (CTC) 幹事として、CTCN諮問委員会第1回会合の開催を含め、迅速なCTCの作業開始に向けたアレンジを行ったことに対して、UNEPを賞賛。
- ・ COP 19での決定書作成を目指して、CTCN諮問委員会に対して、CTCN及びCTCN諮問委員会のモダリティー及び手続に関する報告書を提出するよう奨励。
- ・ CTCN諮問委員会に対して、前述のモダリティー及び手続については、決定書 1/CP.16、パラグラフ120及び123、決定書2/CP.17、パラグラフ135 及び決定書2/CP.17、附属書 VIIを考慮に入れつつ、技術メカニズム内部の整合性及び相乗効果については、決定書 1/CP.18、パラグラフ59に則って、詳細に詰めるよう要請。
- ・ 締約国の国家指定機関 (NDEs) の指名を歓迎し、CTCNの運用開始におけるNDEsの重要な役割を強調し、NDEsが未だ指名されていない締約国に対しては速やかに行うよう奨励。

- ・ CTCN諮問委員会に対して、途上国からの要請に関してNDEsが提供しうる技術支援方法やCTC、NDEs及びCTCN間の相互作用の実現法について、利害関係者、特にNDEsと相談しながら、CTCNのモダリティー及び手続きを詳細に詰めるよう要請。

研究及び系統的観測: 本件 (FCCC/SBSTA/2013/MISC.4、 FCCC/SBSTA/2013/MISC.5 & Add. 1 及び FCCC/SBSTA/2013/MISC.6 & Add. 1-2) は6月3日のSBSTAで検討され、その後、Christopher Moseki (南アフリカ) 及び Christiana Textor (ドイツ) が共同議長を務める非公式協議で討議された。

SBSTA研究ダイアログは6月4日に開催された。詳細は、<http://www.iisd.ca/vol12/enb12571e.html>を参照のこと。

SBSTA結論書: 結論書 (FCCC/SBSTA/2013/L.2)で、SBSTAは、特に:

- ・ キャンパシティビルディングの重要な役割を強調し、途上国の科学者によるハイレベルの参加に向けた取り組みの強化を奨励。
- ・ SBSTA 40で検討するためのトピックに関する意見を提出するよう締約国に招請。
- ・ UNFCCCウェブサイト上での科学情報の利用可能性及び可視化の強化に留意し、この作業に関してSBSTA 40に報告を行うよう事務局に要請。
- ・ より幅広い緩和と適応の取組みという文脈で、その他の議題項目では網羅されない海岸地域の沿岸生態系といった生態系について、炭素貯留量の高い生態系とともに、技術的及び科学的側面に関するワークショップの内容に対する締約国の見解に留意。
- ・ SBSTA 40までにワークショップの報告書を作成するよう事務局に要請。

対応措置：フォーラム及び作業計画: SBSTAでは6月3日、本件 (FCCC/SB/2013/INF.2、 INF.3. 及び INF.4) に関する最初の討議が行われたが、SBI議題について合意に至らず、本件に関するSBSTA/SBI合同コンタクトグループは開催されなかった。

SBSTA議長Muyungi 及び SBI議長Chruszczowが共同議長を務めるフォーラム内ワークショップが4回開催されたが、上記SBIの項に内容をまとめた (8頁参照)。

議定書2.3条 (政策措置の悪影響): 本件と対応措置に関する項目と一緒に検討すべきかどうかという問題で締約国の意見が分かれた。会合報告書には、SBSTA及びSBIがSB 39で本項目の検討方法についての協議を継続することが記載された。

農業: この項目は6月3日のSBSTAで最初に取り上げられ、その後、Hans Åke Nilsagård (スウェーデン) 及び Esther Magambo (ケニア) が共同議長を務めるコンタクトグループで討議された。

COP決定書草案の要素を中心に議論がなされた。多くの途上国が「共通だが差異ある責任 (CBDR)」、適応及び実施の手段について強調し、これらの問題のいくつかについてワークショップを開催することを一部

の締約国が要請した。一部の先進国は、その趣旨は、農家に回復力や生産性、効率性の向上のための科学や技術的助言が入手できるようにすることが目的であると述べ、ある先進国は緩和の統合化を求めた。

決定書草案テキストに関する最初の議論の後で、一部の締約国が追加テキストを作成したが、SBSTA結論書に決定書草案テキストを付属させるべきかという点についてコンセンサスは得られなかった。オーストラリアは、テキストを付属させるかという問題で合意に至らなかった場合は、意見集約が可能な分野、すなわち、適応と共同便益の分野についてCOP 19でワークショップを開催することを検討するよう提案した。エジプトは、G-77/中国の立場から、ワルシャワでの会期中ワークショップ開催及び“適応と追加的な共同便益”に関する意見提出を提案し、締約国の支持を受けた。

SBSTA結論書: 結論書 (FCCC/SBSTA/2013/L.20)、SBSTA、特に、締約国及びオブザーバー組織に対して、2013年9月2日までに、あらゆる国々、とりわけ途上国における農村地域の開発、持続可能な開発及び農業システムの生産性及び食料安全保障を促進しつつ、気候変動の影響に対する農業部門の適応強化策についての科学的知識の現状に関する意見提出を招請。また、農業システムの多様性や規模の違いならびに適応の共同便益についても配慮することとしている。

SBSTAは、SBSTA 39で同上の問題について会期中ワークショップを開催し、SBSTA 40で検討するため、ワークショップの報告書を作成するよう事務局に要請している。

条約の下での方法論：先進国の隔年報告書及び国家インベントリ・レビューを含める国別報告書のレビューに関するガイドラインの再検討を行う作業プログラム：この問題 (FCCC/SBSTA/2013/INF.2) は、6月3日のSBSTAで初めて議論され、続いてRiitta Pipatti (フィンランド)とQiang Liu (中国)が議長を務めるコンタクトグループで取り上げられた。

SBSTA結論書: 結論書 (FCCC/SBSTA/2013/L.10)において、SBSTAは特に：

- ・ 筆頭レビュー者に対し、レビュープロセスの費用効果性、効率、実用性を改善するオプションについて議論するよう要請する；
- ・ 国別報告書のレビューは、国別報告書及び隔年報告書の両方が提出される年度では隔年報告書のレビューと合わせて行うべきと結論付け、同じ情報を1回だけレビューすることで合意した；
- ・ 経済規模が小さい締約国が抱えているレビュー・フォーマットに関する懸念を認識し、2013年10月のワークショップでは、特定の様式及びレビューの組み合わせについて追加議論することで合意する；
- ・ 専門家の常任グループによる専門家レビューチームの補佐、もしくはレビュー専門家への役務料導入の可能性を探ることについて結論付ける；
- ・ レビューガイドライン改定に関する作業の詳細を決定し、再構成を目的とする2つの代替案を明らかにする：一案は、国別報告書、隔年報告書、GHGインベントリのレビューガイドラインの改定、ここではレビ

- ・ ユーガイドラインの要素に一般手法および特定要件を入れることを検討する；二案は、国別報告書、隔年報告書、GHGインベントリのレビューガイドラインを3つの別個のレビューガイドラインの構成とする；
- ・ 特にレビュー報告書の範囲、構成、タイミング、概要、発表に関するもの、及び国別報告書と隔年報告書のレビューガイドラインの重要要素について、特定の意見を、2013年7月15日までに提出するよう求める；
- ・ 特に途上国の専門家向けのものなど、レビューに関する訓練の重要性に注目し、事務局に対し、新しい訓練資料や手順を作成し、SBSTA 39に提出するよう求める；
- ・ 事務局に対し、UNFCCC専門家名簿の候補者指名書式を再検討し、何等かの変更がある場合は締約国に連絡するよう要請する；

途上国の国内支援を受けた途上国NAMAsの国内MRVに対する一般ガイドライン：この問題

(FCCC/SBSTA/2013/MISC.7 and Add.1) は、最初、6月3日のSBSTAで議論され、続いてQiang Liu (中国) と Sarah Kuen (ベルギー) を共同議長とするコンタクトグループで議論された。会合の中で、途上国締約国は、既存の国内システムおよび能力に則った一般ガイドラインの構築を支持したが、一部の先進締約国は、ガイドラインの要素を特定するよう提案した。

SBSTA結論書： 結論書(FCCC/SBSTA/2013/L.19)において、SBSTAは：

- ・ 締約国の見解に留意する；
- ・ ガイドラインの作成プロセスを開始し、SBSTA結論書の附属書に記載する一般ガイドライン要素に基づき、このプロセスのSBSTA 39までの継続で合意する、ただしこれらの要素を決定書草案もしくはガイドライン草案に盛り込む箇所について予断を加えないものとする；
- ・ ガイドライン草案をCOP 19に送ると再度断言する。

附属書 I の年次インベントリに関するUNFCCC報告書作成ガイドラインの改定：この問題

(FCCC/SBSTA/2013/MISC.14 & Add.1) は、6月3日のSBSTAで最初に議論され、その後Riitta Pipatti (フィンランド) と Chebet Maikut (ウガンダ) が議長を務めるコンタクトグループで取り上げられた。

SBSTA結論書： 結論書 (FCCC/SBSTA/2013/L.15)において、SBSTAは、特に：

- ・ 共通報告様式(CRF)の表を含め、UNFCCC附属書インベントリ・ガイドラインの草案の作業を進め、COP 19に決定書草案を送る観点から、SBSTA 39での議論を続けると合意する；
- ・ アンモニア及び尿素の生産に関するCO₂排出量報告書の作成、及び湿地に関する補足ガイドラインをSBSTA 39で検討する必要があると指摘し、締約国に対し、これらの問題に関する見解を提出するよう求めた；

- ・ 締約国が2015年の国家インベントリ提出に利用するには、CRF報告 (the CRF Reporter) を遅くとも2014年6月に完成させることが極めて重要だと指摘し、事務局に対し、2013年第4 四半期で締約国が試験できるようにするため、同報告の更新を続けるよう要請する；
- ・ 伐採木材製品から発生する排出量/除去量の報告では、そのような製品の年間排出量/除去量への寄与分を推計する代替手法で差異が出る可能性がある」と指摘し、この問題に関しSBSTA 39で議論を継続することで合意する。

温室効果ガスのデータインターフェース: この問題は、当初6月3日のSBSTAで議論され、続いてChia Ha (カナダ) が議長を務めるコンタクトグループで議論された。

SBSTA結論書: 結論書(FCCC/SBSTA/2013/L.4)において、SBSTAは特に：

- ・ COP 19で報告作成ガイドライン附属書Iの変更が採択されるなら、インターフェースも変更する必要があると認識する；
- ・ SBSTA 39でGHGデータインターフェースの更なる開発を検討することで合意する。

国際航空輸送および海上輸送で使用される燃料からの排出量: この問題(FCCC/SBSTA/2013/MISC.15)は、当初6月3日のSBSTAプレナリーで議論され、SBSTA議長のMuyungiによる非公式協議でも議論された。

IMOは、新造の船舶に対する強制的なエネルギー効率化措置が最近発効したと報告した。数国の途上国は、ICAO及びIMOによる国際航空輸送及び海上輸送の排出量対応に指針を提供すべき要素について説明した、これには次の項目が含まれる：議定書2.2条（附属書 I 国による国際輸送での排出量の削減）；CBDRの尊重；先進国の義務と途上国の義務の法律上の違いの認識。中国は、市場ベースメカニズムでは多国間プロセスとユニラテラルな措置とを結びつけるべきでないと付け加えた。日本は、技術協力に関するIMOの決定書において締約国がCBDRを「認識」していると指摘し、複雑な法律行政を理由として、船舶へのCBDR適用に反対した。オーストラリアは、ICAOとIMOはそれぞれ独自の原則と規定があると強調した。シンガポールは、この部門での排出量を制限し、成長を持続するための措置を策定する「最も適格な組織 (most competent bodies)」を求めた。

SBSTA結論書: 結論書(FCCC/SBSTA/2013/L.18)において、SBSTAは、ICAO及びIMOそれぞれの部門での排出量に対応するため、各組織で続けられている作業に関し各組織から受け取った情報に留意する。SBSTAは、ICAO及びIMOに対し、SBSTAの将来会合でも報告を続けるよう求める。

議定書の下での方法論問題: 議定書第5条（国内制度）、第7条（GHGインベントリ）、第8条（専門家レビュー）を含める、議定書関連の方法論問題に関するこれまでの決定書2/CMP. 7から4/CMP. 7、及び1/CMP. 8の**実施の影響:** この問題(FCCC/SBSTA /2013/INF.3, FCCC/SBSTA/2013/MISC.1 & Add. 1-2)は、6月3日の

SBSTA プレナリーで初めて議論され、Nagmeldin Elhassan (スーダン) と Anke Herold (ドイツ) が共同議長を務めるコンタクトグループ会合及び非公式協議でも議論された。

SBSTA 結論書：結論書(FCCC/SBSTA/2013/L.17)において、SBSTA は特に：

- ・ 2013年では次の項目に関し相当な進展を見る必要があると指摘する：割当量の計算及び第一約束期間への言及；繰り越し分、前期の余剰分口座、議定書の3.7条3項、収入の一部の割合に関する報告、全ての野心引き上げに関する方法の実施；第二約束期間の約束のない附属書 I 国に対する報告要求の明確化。
- ・ 特に第二約束期間でのLULUCF活動の報告に関するCRF表の変更案に関し、締約国に文書提出を求める；
- ・ 事務局に対し、CRF表の草案を作成し、FCCC/TP/2012/6に記載するテクニカルペーパーを更新するよう求める；
- ・ CMP 9決定書草案作成の観点で、SBSTA結論書の附属書に記載する文書草案を考慮に入れ、SBSTA 39で議論を継続すると合意する。

議定書3.3条（新規植林、再植林、森林減少）及び3.4条（追加活動）の下でのLULUCF及びCDMでのLULUCF：

この問題 (FCCC/SBSTA/2013/MISC.8 & Add.1)は、6月3日月曜日、SBSTAプレナリーで取り上げられ、Marcelo Rocha (ブラジル) と Lucia Perugini (イタリア) が共同議長を務めるコンタクトグループ会合及び非公式協議でも議論された。

取り上げられた議題には次の項目が含まれる：人為的排出量の包括的算定；CDMの下で追加可能なLULUCF活動；追加性概念を適用する場合の方法及び手順。締約国は、これらの問題で更なる議論をする必要があると合意した。

SBSTA 結論書：結論書(FCCC/SBSTA/2013/L.5)において、SBSTA は：

- ・ LULUCF関連の疑問点に関する締約国及びオブザーバー提出の意見書に留意する；
- ・ SBSTA 39において、LULUCFからの排出源の人為的排出量及び吸収源の除去量の包括的算定に関する問題について、審議を継続すると合意する；
- ・ CDMの下で追加の可能性があるLULUCF活動の方法及び手順に関係する問題、さらにはCDMの下での非永続性リスクに対処する代替手法の手順に関する検討をSBSTA 39でも継続すると合意し、2013年9月2日までの文書提出を求める；
- ・ 事務局に対し、追加可能なLULUCF活動を議論するワークショップを計画するよう要請する；
- ・ SBSTA 39において、追加性の概念適用の方法及び手順に関する問題の審議継続で合意し、締約国及びオブザーバーに対し、2013年9月2日までの文書提出を求める。

CDMの下での森林枯渇地：この問題は、6月3日月曜日のSBSTAプレナリーで初めて議論された。さらに

Eduardo Sanhueza (チリ) が議長を務めるコンタクトグループ会合及び非公式協議でも議論された。

議論された問題には、京都議定書の第二約束期間でのCDMの新規植林及び再植林プロジェクト活動となる土地の適格性を改定する可能性の影響が含まれた。

SBSTA結論書: 結論書 (FCCC/SBSTA/2013/L.14)において、SBSTAは、京都議定書第二約束期間でのCDMの新規植林及び再植林プロジェクト活動となる土地の適格性が改定される可能性について、その影響に関し、2014年2月19日までに文書を提出するよう締約国に求め、事務局に対し、提出文書を取りまとめ、SBSTA 40での検討にかけるよう要請する。

条約の下での市場メカニズム及び非市場メカニズム: SBSTAは、6月3日、市場メカニズム及び非市場メカニズムに関する問題の議論を開始した。

6月14日のSBSTA閉会プレナリーにおいて、フィリピンは、ベネズエラ、ボリビア、キューバ、ニカラグア、インドの支持を受け、市場メカニズム及び非市場メカニズムに関するワークショップ開催についてはSBSTA 38で合意されたとコメントし、次の項目が必要であると述べた：途上国締約国の効果のある参加を確保するため、代表のバランスをとり、支援を得る；主題の決定やプレゼンターの選択では問題のバランスをとる；透明性；ワークショップは全ての締約国に開放し、重複を避けるため公式会合に合わせて開催する。

多様な手法の枠組 (FVA): この問題 (FCCC/SBSTA/2013/MISC.11, Add.1 and MISC.16) は、6月3日のSBSTAプレナリーで初めて取り上げられた。続いてGiza Gaspar Martins (アンゴラ)とMartin Cames (ドイツ)が共同議長を務めるコンタクトグループ会合及び非公式協議でも議論された。

次の項目が議論の対象となった：FVAと条約の下での他の関連事項及びその制度とのリンクを含めるFVAの役割；FVAの技術設計、これにはその要素をどのように詳細に詰めるのかも含める；更なるステップ。

SBSTA結論書: 結論書 (FCCC/SBSTA/2013/L.6) において、SBSTAは特に：SBSTA 39でもこの問題の考察を続けると合意する；FVAの役割及び技術設計に関し文書を提出するよう締約国及びオブザーバーに求める；事務局に対し、SBSTA 39の前に同じ問題に関するワークショップを計画し、途上国及び先進国からの広範な参加を確保するよう要請する。

非市場ベース手法: この問題 (FCCC/SBSTA/2013/MISC.12, Add.1 and MISC.13) は、6月3日のSBSTAプレナリーで初めて取り上げられた。続いてEduardo Sanhueza (チリ)とNataliya Kushko (ウクライナ)を共同議長とするコンタクトグループ会合及び非公式協議でも議論された。

SBSTA結論書: 結論書 (FCCC/SBSTA/2013/L.7) において、SBSTAは特に：SBSTA 39でも非市場ベース手法の審議を継続することで合意する；締約国及びオブザーバーに対し、作業プログラムの要素及び非市場ベース手法の特定の実例に関する見解を提出するよう求める；事務局に対し、SBSTA 39の前に非市場ベース手法に関するワークショップを計画し、途上国及び先進国の広範な参加を確保するよう要請する。

新市場メカニズム (NMM) : この問題 (FCCC/SBSTA/2013/MISC.9 & Add. 1-2 and FCCC/SBSTA/2013/MISC.10) は、6月3日のSBSTAプレナリーで初めて取り上げられた。続いてCollin Beck (ソロモン諸島) 及びLaurence Mortier (スイス) を共同議長とするSBSTAコンタクトグループ及び非公式協議でも議論された。

締約国は次の項目について検討した：NMMの役割、これには条約の下での他の関連問題およびその制度とのリンクも含める；NMMの技術設計、これには方法及び手順に可能な要素をどう盛り込むかという問題も含まれる；更なるステップ。

SBSTA結論書： 結論書 (FCCC/SBSTA/2013/L.8)において、SBSTAは次の項目で合意する：NMMの審議を続け、NMMの役割及び技術設計に関しSBSTA 39での議論を求める；NMMの役割及び技術設計に関し、見解を提出するよう締約国及びオブザーバーに求める；事務局に対し、SBSTA 39の前に、NMMの役割及び技術設計に関するワークショップを計画する一方で、途上国及び先進国の広範な参加を確保するよう要請する。

2013-15年のレビュー： 決定書1/CP.18は、SBSTA及びSBIに対し、この議題項目に関する合同コンタクトグループを設置し、さらにこの問題に関する専門家構成ダイアログを設置するよう求めた。

締約国は、6月3日のSBSTA開会プレナリーで、この項目を2013-2015年レビューに関するSBIの議題項目と合わせて検討し、Gertraud Wollansky (オーストリア)とLeon Charles (バヌアツ)を共同議長とする合同コンタクトグループを結成すると合意した。SBIが議題書問題で合意に達しなかったため、このグループの会合は行われなかった。

6月5日、Zhou Ji (中国)とAndreas Fischlin (スイス)を共同進行役とする会合期間中ワークショップが、2013-2015年レビューの専門家構成ダイアログの下で開催された。参加者は、条約の究極の目標とその達成に向けた全体的な進展状況に鑑み、長期世界目標が適切かどうかを議論した、この中には条約の下での約束の実施を検討することも含まれた。詳細については、www.iisd.ca/vol12/enb12572e.html を参照。

共同進行役のJi及びFischlinは、さらに各交渉グループとの二者協議も行った。次回の専門家構成ダイアログは、SBSTA 39と合わせて開催され、この問題の審議が続けられる。

先進国の数量化された経済全体排出量目標の明確化に関する作業プログラム： この問題 (FCCC/SBSTA/2013/MISC.3 & Add.1)は、6月3日のSBSTAプレナリーで短時間議論された。続いてKarine Hertzberg (ノルウェー)とBrian Mantlana (南アフリカ)を共同議長とするコンタクトグループで議論された。

SBSTA結論書： 結論書(FCCC/SBSTA/2013/L.13)において、SBSTAは特に：作業プログラムを開始し；先進国の数量化された経済全体排出削減目標に関する会合期間中イベントでの情報交換を歓迎し；進展状況に関しCOP 19に報告するとの観点から、SBSTA 39でもこの問題の審議を続けると合意する。

気候変動の緩和の科学的、技術的、社会経済的側面：この問題は、6月3日のSBSTAプレナリーで初めて議論された。続いてGeorge Wamukoya (スワジランド)とMikhail Ginarskiy (ロシア)を共同議長とする非公式協議でも議論された。

SBSTA結論書：結論書 (FCCC/SBSTA/2013/L.3)において、SBSTAは、SBSTA 40でもこの問題の審議を続けることで合意し、緩和に関して入手可能な最善の科学情報を考慮する、特にIPCCからの情報及び条約の他の組織で行われている関連問題の作業で得られる情報を考慮する。

他の国際機関との協力：この問題 (FCCC/SBSTA/2013/INF.4)は、6月3日のSBSTAプレナリーで初めて議論された。SBSTA議長のMuyungiは、関心を持つ締約国との協議で結論書を作成した。

SBSTA結論書：結論書 (FCCC/SBSTA/2013/L.16)において、SBSTAは特に：国連砂漠化防止条約における、気候対応行動の実施を推進する活動及び努力に留意する；事務局が他の政府間組織と協力することの重要性を再確認する；事務局に対し、適切な場合は関連国際組織の支援を求め、UNFCCCと京都議定書の効果的な実施に向け、これら組織とパートナーを組み作業するよう奨励する。

閉会プレナリー：SBSTAの閉会プレナリーは、6月14日に開催され、会議報告書 (FCCC/SBSTA/2013/L.1)が採択された。

フィジーはG-77/中国の立場で発言し、特にNWPに関する作業を歓迎し、地に足をつけた具体的な適応行動を求めた。同代表は、対応措置への対処の重要性を再確認し、ユニラテラルな措置に関する議論を求めた。農業に関し、同代表は、適応に焦点を残すべきだと強調し、CBDRを含める条約の原則の重要性を強調した。

EUは、NWP、農業、REDD+に関する結論書を歓迎した。同代表は、プレッジの明確化に関する作業プログラムでの主要作業に言及する一方、SBIの下でのNAMAsの多様性に関する作業がない場合、「全体像をつかむ」のは不可能だと指摘した。同代表は、ワルシャワでは第二約束期間での議定書5条、7条、8条の実施に関する規則を最終決定するよう求めた。

オーストラリアはアンブレラ・グループの立場で発言し、特に技術、MRV、農業、NWPでの成果を歓迎した。REDD+に関し、同代表は、「集中審議という課題に立ち向かった」として参加者に感謝した。

韓国はEIGの立場で発言し、NAMAsのクレジット化などの進展と市場に関する新しい考えを歓迎し、議定書の柔軟性メカニズムでのEIG諸国の経験を踏まえ、このようなツールは2020年の前でも後でも野心の引き上げを可能にすると述べた。同代表は、附属書I国の小国への言及を歓迎し、国別報告書と隔年報告書での同じ情報の重複レビュー回避を歓迎した。

スワジランドはアフリカグループの立場で発言し、「5年間の行きづまりの後の打開」を歓迎した。NWPに関し、同代表は、先住民及び伝統的な知識に関するテクニカルペーパー作成の計画に注目した。REDD+に

関し、同代表は、ワルシャワでのSBSTA/SBI合同コンタクトグループにおいて、支援の協調を議論するよう求めた。

ネパールはLDCsの立場で発言し、REDD+への貢献能力を向上させる必要があると強調し、農業に関する「あまり行動本位とは言えない」結論書に対する失望感を表明した。FVAに関し、同代表は、締約国の提出文書で「大きなモンスターではなく、工具箱」が作られることを期待すると表明した。

ナウルはAOSISの立場で発言し、島嶼部の市民社会は、人生を変えるほどの気候影響を経験していると指摘し、特に次の点を強調した：地球平均気温の上昇を1.5°C未満で制限するのを優先する2013-2015年レビュー；新しい市場メカニズムでは、オフセット以上の正味の排出削減を可能にする方法について探求する必要がある；市場ベース手法で問題の存在が明らかになっている分野を、非市場ベースメカニズムの対象にする方法。

エジプトはアラブグループの立場で発言し、農業における前進を歓迎し、この部門が生活や食糧安全保障に与える影響を強調した。同代表は、CDMや市場メカニズムでの失敗を繰り返してはならないと強調し、条約の下での中核となるメカニズムとして、非市場ベースメカニズムへの支持を指摘した。

パプアニューギニアは熱帯雨林諸国連合の立場で発言し、REDD+の方法論ガイダンスでの進展を歓迎したが、それを実施するには適切かつ予見可能な支援が必要だと指摘した。さらに同代表は、新しい市場ベースメカニズムではREDD+の役割を認めるべきだと示唆した。

コスタリカは中米統合機構 (SICA) の立場で発言し、この地域における気候面の脆弱性、食糧安全保障と生産に焦点を当て、適応やREDD+の効果的な実施、この地域の農業部門の転換状況に関する認識が必要だと強調した。

アルジェリアはLMDCの立場で発言し、特に次の点に焦点を当てた：非市場メカニズムの役割；対応措置、特にユニラテラルな措置の悪影響を最小限に抑える必要性；適応に関する農業の議論に焦点を当てる必要性；国際航空輸送及び海上輸送での排出量対応においてもCBDRを尊重する必要性。

チリはAILACの立場で発言し、特にNWP、REDD+、農業、FVA、NMM、2013-15年レビューでの作業成功を歓迎した。

ビジネス及び産業界NGOsは、市場本位の手法は行動と技術の展開を進める最も費用効果の高い手法を提供すると発言し、ビジネスが実用レベルで各国と手を結ぶ手段を提供するとして、CTCNとTECに対する支持を再確認した。

CANは、締約国は特に食糧安全保障、生物多様性、先住民の権利を保護するセーフガードなど、農業に関係する気候政策を確保すべきだと述べ、REDD+のセーフガードは「骨抜き」だと評した。FVAに関し、同代表は、厳密な算定枠組みと緩和野心の引き上げが必要だと強調した。

Climate Justice Nowは、先進国に対し、リーダーシップをとる代わりに「効果のない道具である」市場を取り入れることがないよう求めた。同代表は、REDD+は森林の住民に脅威を与え、REDD+市場メカニズムの推進は「間違いなく失敗」を意味すると強調した。

Farmersは、UNFCCCは食糧安全保障、適応、回復力に「多大な貢献」をする一方、緩和ギャップを埋めることにもなると述べた。同代表は、農業を包括的に扱い、食糧安全保障、適応、緩和において「人工的な」分け方を作らないことが「肝心だ」と述べた。

若者NGOsは、若者は実際規模で気候変動の影響を受ける最初の世代に属すると述べ、透明性やオブザーバーのアクセスを増やし、世代間の公平性を議題に載せるよう求めた。

SBSTA議長のMuyungiは、参加者の尽力でSBSTA会合を成功させたと述べ、COP 19前の会合間のワークショップではバランスのとれた参加を確保するため努力すると述べた。同議長は、午後2時4分、閉会の槌を打った。

強化された行動のためのダーバン・プラットフォーム特別作業部会

ADP 2第2部の開会プレナリーは6月4日に開催され、Jayant Moreshver Mauskar (インド)とHarald Dovland (ノルウェー)が引き続き共同議長を務めた。ADPでは、ADP 2第1部で採択された議題書(FCCC/ADP/2013/AGENDA)に基づき作業した。

ADP開会ステートメントのサマリーについては、<http://www.iisd.ca/vol12/enb12571e.html> を参照。

組織上の問題：役員を選出：6月13日のADP閉会プレナリーにおいて、共同議長のMauskarは、次期ADP共同議長としてKishan Kumarsingh (トリニダード・トバゴ)とArtur Runge-Metzger (EU)、新しい報告官としてIsabel Di Carlo Quero (ベネズエラ)を発表した。

決定書1/CP.17の全要素の実施：決定書1/CP.17(強化された行動のためのダーバン・プラットフォーム)の全要素実施に関する議題項目(FCCC/ADP/2013/L.2)には、ワークストリーム1(2015年合意)とワークストリーム2(2020年までの野心)が含まれる。この項目は最初にADP開会プレナリーで取り上げられた。続いてワークショップ及びラウンドテーブルを中心とする作業構成が取られ、6月12日水曜日には非公式プレナリーも開催された。6月13日木曜日の閉会プレナリーで、ADPは結論書を採択した。

ワークストリーム1：ワークストリーム1の下では (ADP.2013.2. 非公式サマリー、ADP.2013.5.非公式サマリー、ADP.2013.7.非公式サマリー、ADP.2013.8.非公式覚書、ADP.2013.9.非公式覚書)、2015年合意による適応強化に関するワークショップが開催された。詳細については、<http://www.iisd.ca/vol12/enb12573e.html> を参照。さらに次の項目に関する2回のラウンドテーブル会議も開催された：行動の多様性、これは第1週を通して会合した；リンケージ、これは6月11日火曜日に会合した。

2015年合意に関する提案について、バングラデシュは、次のような合意であるべきだと述べた：全てのものに適用可能；規則ベース；予測可能、確固とし、明確で、施行可能、科学的に健全；長期的な観点、CBDRと衡平性、損失と被害を考慮に入れる。

EUは、緩和約束を策定する段階的手法を提案した、この手法は次のもので構成される：ポスト2020年の約束に関するオプションを探求する；各締約国がそれぞれの約束を策定し、明らかにする；提案された約束が2°C目標達成に十分かどうかを評価するレビュー；2015年合意における約束の明記。スイスは、負担共有に関するハイブリッド手法を提案した、これには次のものが含まれる：共通の規則と期待感；協議段階；共通のMRVシステム。同代表は、協議段階には次のものを含めるよう求めた：プレッジの取りまとめ；2°C目標とプレッジの比較；残ったギャップへの対応で協力。オーストラリアは、約束全体の設計を考察し、ハイブリッド手法の利点に注目し、この手法により締約国は、国家が決定するボトムアップの約束と、確固とした国際的に合意された規則を持つことができると述べた。

ガンビアはLDCsの立場で発言し、衡平性の参照枠組を築くよう求め、過去の責任、将来の持続可能性ニーズや脆弱性など、算定可能な基準と非算定基準の利用を支持した。エチオピアは、特に次の項目に基づくハイブリッド手法を提案した：過去の排出量及び一人当たりの排出量；世界平均気温の目標；大気空間の数量化及び配分；数量化された排出権。

チリは、二重計算を回避し、緩和プレッジが公平であり、かつ衡平性に基づくかどうかを評価するため、プレッジの緩和ポテンシャルを事前に理解する必要があると強調した。メキシコは、改善の余地のある分野を特定する必要があると強調し、規則の効率的かつ透明な適用と、それが目標達成に影響を与える力との結び付きを強調した。

さらに締約国は、ブラジルの提案について議論した、この提案はADP 2の第1部において途上国数カ国が主張したものである。ブラジルは、もともとは1997年に行った提案であると説明し、この提案は、単なる排出量の観点だけではなく、気温上昇に対する過去の相対貢献度の意味で、過去の責任を考えるものだと説明した。同代表は、この提案に関し、SBSTAが次のことを行うことを提案した：IPCCに対し、方法論の作業を行うよう求める；締約国に対し、過去の排出量の推計を示すよう求める；気温上昇に対する先進国の貢献度を測定する専門家グループを結成する。

エクアドルは、次の提案を行った：気候正義に関する国際法廷を設立し、国連の自然の権利宣言を、地球とその生態系を保護する手段として推進する。

透明性、信頼性、行動への支援に関し、マリは、国際的レビューシステム、及び促進部と執行部の機能を有する遵守メカニズムを伴う規則ベースの体制を求め、資金に関する常任委員会による、支援MRVの国際メカニズム協調を提案した。ネパールはLDCsの立場で発言し、透明性措置には提供され受領された支援額を算

定する比較可能で完全なシステムを含めるべきだと述べた。サウジアラビアは、気候行動の影響について報告し、資金についても報告する必要があると強調した。

EUは、約束のタイプや範囲、対象となる部門、数量化された約束や使用した指標の下となる想定条件について各国が情報を提供すべきだと述べた。オーストラリアは、ニュージーランド、ノルウェー、米国、日本の支持を受け、事前と事後の透明性と信頼性が重要だと強調し、次の必要性を強調した：締約国の約束の影響を予測し数量化する場合の明確性；締約国がその努力を追跡するために用いた手法に関する理解；影響を追跡し、行動強化での学習事項から学ぶ。米国は、算定ガイダンスを全ての締約国に適用すべきであり、このガイダンスは柔軟で野心を引き上げ、二重計算を回避するものであるべきだと述べた。

スイスは、次のように発言した：全てのタイプの約束に対する共通算定枠組が必要である；経済全体の排出削減約束が詳細な事前情報である必要はないかもしれない；支援の提供と受領の両方において、透明性と計算がカギとなる。韓国は、事前の明確性に関するワークショップ開催を提案した。

ナウルはAOSISの立場で発言し、緩和約束の透明性は京都議定書の下のもものと同等に確固としたものにすべきであり、約束が採用される前に理解されるべきだと強調した。

資金、技術、キャパシティビルディングに関し、ノルウェーは、支援による結果として行動が取られるのであれば、支援は常に提供されると述べた。インドは、途上国が早期にかつ効果的に行動をとれるよう、技術の譲渡を求めた。中国は、技術移転に関するメカニズムの検討を提案した。

コロンビアは、気候変動の影響の強まりなど、ニーズは進化するものだとして、実施手段レビュープロセスの導入を求めた。ペルーは、適応コストの急激な上昇を回避するため、早期行動に注目するよう求めた。ネパールは、途上国が脆弱性に対応し、低炭素開発経路を取るための実施手段を強調した。ナウルは、特に気候資金の資金源の特定、及び資金供与の規模拡大に焦点を当てた。

韓国は、信用面のギャップを埋め、実施手段の提供不十分という課題に対応するため、資金のMRVを作成し、定義とベースライン、範囲を明確にするよう提案した。同代表は、UNFCCC内外の既存のメカニズム同士の協調を改善するよう求めた。

オーストラリアは、2020年資金目標は効果的な緩和行動及び支援の透明な実施の観点で見るとすべきだと述べた。EUは、GCFなどの既存の組織が、2020年以降も業務を提供し、継続することを確実にする必要があると強調した。日本は、2015年合意におけるキャパシティビルディング、技術移転、及び資金への配慮を既存のアレンジや議論に則り築くよう提案した。

メキシコは、国内努力と国際的な努力の相互補完性、官民の資金源を求めた。フィリピンは、先進国の約束に対し、それぞれの能力という概念を適用することに警鐘を鳴らした。スイスは、可能な環境の強化、官民の資金源の混合、低炭素な将来に向けた国内資金と多国間資金の必要性を強調した。

議論では、両ワークストリーム間のリンク、そして補助機関やADPの間の**リンケージ**も取り上げられた。インドは、ワークストリーム1と2の間のリンクを作る必要性を強調し、SBs、IPCC、2013-15年レビューの作業から2015年合意に情報を提供する方法について考える必要があると強調した。

エクアドルは、緩和、資金、技術、適応でのギャップのリンクに注目するよう求めた。EUは、2015年合意に必要な緩和要素及び適応要素に関する文書提出を求めた。スイスは、新しい合意は次の項目と結び付ける必要があると強調した：化石燃料排出量の観点を超えた、科学的現実；適応および公的部門の資金供与を超越する、将来を見据えた政治的現実。米国は、国内の広範な有権者に提供されるのが適当な新しい合意を主張した。

6月12日水曜日の非公式プレナリーにおいて、締約国は、意見が集約された分野と、更なる審議を必要とする分野を特定した。

EUは、ワルシャワ会議の前に、主要問題に関する文書提出が必要だと指摘し、共同議長に対し、締約国の考えを反映するペーパーで、優先度の高い分野を明らかにするよう求めた。スイスは、緩和に関するCOP 19決定書の中では、全てのものが「約束すると約束すべきだ (should commit to commit)」としてこれを求めた。同代表は、次の項目を求めた：緩和約束の方法に関する共通の理解；衡平な差異化に関する意見交換の継続；約束の「基となる (anchor)」プロセスの要素を詳細に詰める。米国は、特に次の項目での合意を指摘した：透明であり、同時に全てのものに適用可能なだけの柔軟性を持つMRVが可能な規則を持ち、各国が決定する貢献による緩和対応；ポスト2020年での支援継続。ニュージーランドは、ボトムアップとトップダウンのハイブリッド手法に関する共通意見を指摘した。

インドは、CBDRのダイナミックな解釈に関する議論及び2ステップまたはハイブリッドプロセスなどのポスト2015年構造に関する議論では、条約の原則に再度焦点を当てる必要があると強調した。LMDCの立場で発言したフィリピンとサウジアラビアは、条約の4本柱を中心とする集中審議を求めた。チリはAILACの立場で発言し、特に次の項目に関するクリエイティブな考え方や提案を求めた：実施方法；遵守とインセンティブ；野心を引き上げ、参加を高めるために必要なダイナミズムを確保する事前と事後のレビュープロセス。

サウジアラビアは、2013-15年レビューと対応措置のリンクを強調した。シンガポールは、更なる審議分野に注目した、これには次のものが含まれる：先進国の指導的役割；実施を強化する方法；締約国が提起した行動を明確にする方法；規則による全世界的な参加を確実に推進する方法。ナウルはAOSISの立場で発言し、実施方法に注目し、既存の制度同士のリンクに関する更なる審議を求めた。

ワークストリーム2: このワークストリーム (ADP.2013.3. 非公式サマリー、ADP.2013.4. 非公式サマリー、ADP.2013.6.I非公式サマリー、ADP.2013.7. 非公式サマリー、ADP.2013.8.非公式覚書、ADP.2013.9.非公式覚書、FCCC/TP/2013/4)の下では、6月7日、エネルギー転換に関するワークショップが開催された。詳細

については、<http://www.iisd.ca/vol12/enb12574e.html> を参照。2020年までの野心引き上げを目的とする実際の成果指向の手法構築に関する一連のラウンドテーブル会合は、6月5日水曜日、6月8日土曜日、6月10日月曜日に開催された。

2020年までの野心引き上げを目的とする実際の成果指向の手法構築に関する議論において、UNEPは、2012年の排出量ギャップ報告書を提出し、少なくとも8 Gt CO₂換算という2020年までの排出量ギャップ、及び共同便益を獲得する一方でギャップを埋める可能性に焦点を当てた。

中国は、附属書 I 国が1990年比25-40%の削減を達成するならば、排出量ギャップは埋められるとした自国の分析を強調した。インドネシアは、国家レベルでの行動を進めるには機会とコストを理解する必要があるとし、締約国間で行動をどのように分担すべきかに焦点を当てた。ネパールはLDCsの立場で発言し、国際協力イニシアティブは中長期の約束に代わるものではないと警告した。

ナウルはAOSISの立場で発言し、特定の緩和解決策を展開する技術プロセスを提案した。同代表は、たとえ気候変動対応を主要目的としない外部イニシアティブであっても、これを活用することが重要だと強調した。EUは、意見が集約されている3つの分野について説明した：新たなプレッジの奨励；既存のプレッジの野心引き上げ；高い緩和ポテンシャルがある分野での努力の規模拡大。

南アフリカは、次の項目に関する更なる議論を求めた：化石燃料補助金の段階的廃止；技術移転への支援；地方の革新の推進；女性及び若者の参画。

資金、技術、キャパシティビルディングの強化に関し、中国は、次の項目のギャップを強調した：緩和；適応；過去の責任に基づく持続可能な開発への衡平なアクセス；途上国支援。米国は、現在、12年間ごとの排出量が1970年までの過去の全排出量と同じであると強調した。

EUは、固定資産やインフラへの投資など、現在の政策選択が将来に影響すると強調した。同代表は、リスク軽減と投資回収の確実性を高めるには、リスクの共有及びリスク分析が必要だと述べた。ウガンダは、低炭素開発を志向する調整は、情報を得た政策から始まるが、同時に途上国の開発目的を保持する必要があると指摘した。ベネズエラは、持続不可能な生活様式を転換する必要があると指摘し、市場に政策策定を任せすることに警鐘を鳴らした。

米国は、気候変動及び開発目的に沿い国内及び資金供与者の資金提供が行われることを確保するには、低炭素排出開発戦略が重要だと強調したが、資金動員の課題に取り組む「特効薬 (silver bullet)」はないと警告した。

中国は、資本及び技術市場で民間部門にインセンティブを提供する仲介役になれるとして、先進国の公共資金活用を提案した。ナウルはAOSISの立場で発言し、エネルギー効率、再生可能エネルギー、炭素回収貯留の分野での特定の緩和解決策に関する政策オプションを記載するテクニカルペーパーの作成を求めた。イ

インドネシアは、資金や技術の動員を図るには、先進国および世界レベルで、可能な環境作りを検討することが重要だと強調した。南アフリカは、世界経済の不安定さを、実施手段を詳細に詰めることを遅らせる言い訳に使うことに警告し、GCFの資本化に焦点を当てる必要があると強調した。

ベネズエラはLMDCの立場で発言し、モーリシャスの支持を受け、先進国の排出削減は国内行動をベースにすべきだと強調し、実施手段の提供を求めた。ブラジルは、経済の構造改革が必要であり、低炭素投資の選択も必要であることに賛成する一方、先進国が先頭に立つ必要があると強調した。

COP 19までの進め方に関し、ナウルはAOSISの立場で発言し、ネパール、インドネシア、ケニアの支持を受け、次の項目を提案した：エネルギー政策及び技術に関するものなどの文書提出、排出削減の規模、障壁、障壁克服の戦略に重点をおく；締約国が直面する特定の問題に関する締約国の提出文書をまとめたテクニカルペーパー、技術専門家会議で出された問題に対応する解決策も含める；テクニカル・ワークショップ；COP 19での閣僚ラウンドテーブル。フィリピンは、提案を拡大し、適応も対象とするよう提案した。ベネズエラは、「規範上の動向（normative trends）」、パイロットプラクティス、パラダイムシフトを進める方法について議論するのが有用だと述べた。

EUは、先進国が先頭に立ち、新しいプレッジを打ち出し、現在のプレッジの野心引き上げを推進する次の方策について説明した：ハイドロフルオロカーボン(HFCs)の段階的廃止；国際的イニシアティブの仲介役としてのUNFCCCの役割の検討；UNFCCCと2014年国連リーダーズサミットなどの他のプロセスとのリンク。

中国は、附属書 I の数量化された排出抑制または削減目的(QELROs)を再検討し、京都議定書の第二約束期間に参加しない附属書 I 国に対し、同等の目標を持つよう勧めることを求めた。マリはアフリカグループの立場で発言し、締約国は特定のオプション及び部門に焦点を当てるべきでないとし、次の項目を求めた：附属書 I 国からの支援をレビューするプロセス；毎年の長期資金という1兆米ドルの実際の供与について明確化する；炭素価格引き上げのオプション。

6月12日水曜日、非公式プレナリーにおいて、締約国は、**意見が集約された分野と更なる審議が必要な分野**を特定した。途上国数カ国は、ワークストリーム同士のリンクを強調し、ワークストリーム 2の下での野心引き上げ行動は信頼に基づき築く必要があり、ワークストリーム 1の下では2015年合意に向け進展を図る必要があると強調した。

締約国数カ国は、HFCsについて議論したが、それぞれの見解は異なった。スイス、ミクロネシア連邦、EU、その他は、モントリオール議定書の下でもHFCsを議論する必要があると指摘したが、ベネズエラはLMDCの立場で発言してこれに反対し、この問題はGHGsに関係があり、このためUNFCCCの下でのみ議論すべきだと指摘した。

更なる審議が必要な分野について、EUは、土地利用、エネルギー効率、再生可能エネルギー、炭素の隔離、持続可能な開発を指摘した。オーストラリアは、技術面の作業を必要とする分野としてエネルギー部門に注目したが、インドは、アルゼンチンと共に、どの部門別問題を議論するかが明確になっていない中で、緩和野心引き上げ及び部門別問題に関するテクニカルペーパーを作成するのは時期尚早だと指摘した。

ナウルはAOSISの立場で発言し、次の項目を提案した：エネルギー効率措置を対象とする；緩和目的で最も効果があり規模が期待できるオプションを明らかにする実際的で行動本位のプロセス；エネルギー以外の分野における緩和ポテンシャルの実現；他のフォーラムで行われている作業結果の活用。マレーシアは、実施手段があれば途上国も多くのことを達成できると発言した。バングラデシュは、適応、資金、技術移転、キャパシティビルディングでのギャップの解消と野心引き上げが必要だと強調した。

ネパールはLDCsの立場で発言し、先進国のリーダーシップを強調し、次の項目を求めた：プレッジの野心引き上げに関する情報；行動を可能にする上での障壁に対する対応；京都議定書の目標の再検討；第二約束期間に参加しない附属書 I 国のプレッジの実施；条件の撤廃；途上国によるNAMAsの提出と実施。

チリはAILACの立場で発言し、プレッジ引き上げとその上限へ向け動くのに適した環境を築くため、既存の制度の役割強化に関する更なる審議を求め、エネルギー以外の分野も議論する必要があると指摘した。ブラジルは、GCFは「期待したレベルではない」と指摘し、イランは、リオ+20の成果文書のパラグラフ26に注目し、この項目は国際法に違反する経済的、資金的、貿易上のユニラテラルな措置を控えるよう各国に求めていると指摘した。

スイスは、特に次の項目を求めた：閣僚ラウンドテーブルの「最善の議論の土台 (best basis)」として、緩和ポテンシャルに関する共通の理解を得、新しいプレッジの余地を作る。オーストラリアは、プレッジは「極めて重要 (critical)」であるとし、より多くのプレッジを推奨し、既存のプレッジを強化する条件について更なる審議が必要だと述べた。

ベネズエラはLMDCの立場で発言し、附属書 I 国に対し、特に次の項目を求めた：可能な限り早期の京都議定書改定の批准；国内の行動による約束の引き上げ；プレッジから条件を撤廃する；途上国の緩和プロジェクトに対し、排出クレジットの見返りを求めることなく、資金全額を供与する。さらに同代表は、知的財産権体制での柔軟性も求めた。サウジアラビアは、ワークストリーム 2は締約国主導であるべき、全ての部門やガス、排出量及び吸収量を含めるべきと発言し、COP 19でワークストリーム 2の決定を行うのは時期尚早だと述べた。

ADP結論書：結論書 (FCCC/ADP/2013/L.2)において、ADPは：

- ・ 2014年に少なくとも1回は会合を行う必要があることで合意する；

- ・ ワークストリーム1と2の下で、ADPの結論書に則り、関係する締約国及びオブザーバーの文書提出を求め
る；
- ・ ワークストリーム 2の下で、2014年の作業計画に関し、更なる活動についての文書を提出するよう締約国
及びオブザーバーに求める；
- ・ 次期共同議長に対し、ADP 3での審議のため、締約国文書を参考に、バランスがとれ、焦点を絞り、本格
的なモードを提案するよう求める；
- ・ 事務局に対し、提出文書を考慮し、次の二つのテクニカルペーパーを2013年10月30日までに作成するよう
要請する、すなわち；緩和野心引き上げの行動、イニシアティブ、オプションの緩和便益に関するテクニ
カルペーパー (FCCC/TP/2013/4)の第2版；適応と緩和の関係など、気候影響の異なる推進要素に基づく
適応コスト、便益、機会に関する提出文書を合成するテクニカルペーパーの初版。
- ・ 事務局に対し、マンダートの概要、条約の下での制度、メカニズム、アレンジでの作業の進展状況につい
て、概要報告書を作成し、リンケージに関するものも含めADPの作業に情報を提供するよう要請する；
- ・ 共同議長に対し、ADP 2の第1部と第2部での議論に基づき、進捗状況覚書を作成するよう求める。

閉会プレナリー：ADP閉会プレナリーは、6月13日木曜日に開催された。締約国は、ADP 2第1部と第2部
の報告書 (FCCC/ADP/2013/L.1)を採択した。

フィジーはG-77/中国の立場で発言し、進展達成を認識したが、特に次の項目を求めた：ワルシャワでは、
より焦点を絞り締約国が主導する形での進展を図り、緩和、適応、実施方法などでバランスの取れた手法に
従う。同代表は、ワークストリーム2での先進国のリーダーシップの必要性を強調した。同代表は、事務局が
二つのテクニカルペーパーを作成し、ADPでの更なる作業に情報を提供することを歓迎した。

ワークストリーム 1に関し、EUは、新しい合意は公平で包括的、法的拘束力があると同時に、永続的でダイ
ナミック、時間とともに進化できるものであるべきだと述べた。ワークストリーム 2に関し、同代表は、
次の必要性を強調した：プレッジがない締約国がプレッジをする；現在のプレッジの野心を引き上げる；行
動を強化する上でのUNFCCCの役割を規定する。

ワークストリーム 1に関し、オーストラリアはアンブレラ・グループの立場で発言し、特に次の項目を提
案した：約束の予想可能性を確保する透明性のある措置を先に打ち出す；野心と公平性を検討する諮問プロ
セス。ワークストリーム 2に関し、同代表は、多様な国情を持つ締約国が緩和ポテンシャルを獲得する方法
について検討し、国際的な協カイニシアティブによる補足作業を推奨することを提案した。

スイスはEIGの立場で発言し、ワルシャワでの決定書に2015年合意の中心となる要素に関する共通の理解
を記載するよう求め、これには次のものが含まれると述べた：2°C目標に向けた各国の緩和約束；そのような
約束の方法；新しい合意の時間枠及びその構成。ワークストリーム 2に関し、同代表は、プレッジを提出し

ていない締約国に提出を求め、閣僚ダイアログの議論の土台を作るため、緩和ポテンシャルに関し更なる技術情報交換を行うよう求め、化石燃料補助金の改革を推奨した。

スワジランドはアフリカグループの立場で発言し、2015年合意は条約の再交渉を意図したものではなく、2020年以後の条約の実施を定義するものだと再確認した。同代表は、緩和に関するテクニカルペーパーの改定を要請し、これには次の項目に関する情報を含めるべきだと述べた：条約の原則の適用可能性；適応行動と緩和行動の便益；障壁に対応する方法；実施方法。

ナウルはAOSISの立場で発言し、途上国に緩和の負担を移すことに警告し、先進国に対し、新しい政策や戦略を京都議定書の下での野心的な約束に変え、自国内にある実現されていない緩和ポテンシャルを調査し、探求するよう求めた。同代表は、さらに、2015年合意の中身を含め、2014年までの比較的野心の高い条約の下の目標、そして損失と被害に対応するメカニズムを求めた。

ネパールはLDCsの立場で発言し、次の項目を求めた：より焦点を絞った交渉に移る；特に適応に関する強化された行動を提供できる効果的な議定書を2015年に採択する；損失と被害に関するメカニズム；資金援助。

コスタリカはSICAの立場で発言し、次の項目を支持した：資金、適応、緩和、キャパシティビルディング、技術移転を議論する一つのコンタクトグループの設立；2015年合意の下での先進国の支援供与に関する監督とMRVメカニズム。

サウジアラビアはアラブグループの立場で発言し、次の必要性を強調した：2013年から2020年の間に先進国が供与すべき資金レベルの明確化；対応措置への対処。

パキстанはLMDCの立場で発言し、ADPのマנדートは、条約の実施を高めることだと想起し、HFCs及びエネルギー部門の活動など部門別の活動で、途上国に追加負担が課されることがあってはならないと述べた。

チリはAILACの立場で発言し、次の項目を求めた：2015年合意の実質的内容及び要素を体系化するワルシヤワ決定書；適応を中核に据える2015年合意；確固とした遵守メカニズム；野心ギャップ解消に貢献すべく、UNFCCCの下で更なる作業を行う。

エクアドルはALBAの立場で発言し、条約とCBDRに焦点を当てて作業すべきだと強調し、新しい合意では公平性を中核にすべきと述べる一方で、概念については異なる解釈があると指摘した。パプアニューギニアは熱帯雨林諸国連合の立場で発言し、新たな追加的資金援助及び技術支援があれば、REDD+は緩和ギャップの解消に貢献できると強調した。

南アフリカは、持続可能な開発への衡平なアクセスなど、衡平かつ平等な努力分担の必要性を強調し、適応に関する共通の約束及び実施方法を求めた。ウガンダは、2015年合意の交渉に残された日数は930日だと想起し、交渉文書作成に動くよう求めた。バングラデシュは、規則ベースの多国間システムで特定の規則を適

応に適用する方法について提案を求めたが、メキシコは、ワークストリーム 2にHFCsを含めることへの関心を表明した。

共同議長のMauskarは、2015年合意の確固とした基礎を築き、プレ2020年の野心に対応することが共同議長の目標であったと指摘し、自分の考えでは、そのような基礎が築かれたと発言した。同共同議長は、「1万哩の旅も一歩からであり、我々は何歩か進んだが、本当に難しいのはこれからだ」と結んだ。共同議長のMauskarは、新しいADP共同議長の下、締約国の建設的精神が継続し、成功が収められるとの確信を表明した。

共同議長のDovlandは、作業開始時、両共同議長はラウンドテーブル及びワークショップでの議論を進める考えに至ったと想起し、この手法はADPではうまくいったが、「より正式な会議設定での活動に移る時がきた (time has come to move some activities to a more formal setting)」と指摘し、ワークショップやラウンドテーブルではある程度の作業の繰り返しがあると指摘した。Dovland共同議長は事務局及び締約国への感謝を述べ、「3度目になるが」このプロセスから引退するとし、これに関わる人たちをいつも懐かしく思うだろうが、「気候変動にまつわる非難の転嫁に疲れた」と述べた。同氏は、協力の精神を持つよう促し、午後6時9分、ADP 2の中断を宣言した。

ボン気候変動会議の簡単な分析

「違いというのは人を分けたり、引き離したりすることを意図したものではない。人に違いがあるのは、お互いのニーズをはっきり理解するためなのだ。」 - デズモンド・ツツ

ボンでの2週間にわたる毎年の気候変動会議に参加者が集う中、外部の出来事がこの会議に影を投げかけた。大気中の二酸化炭素濃度は400ppmという重要な境界線を越え、欧州の一部では洪水が猛威を振るい、そして国際エネルギー機関は新しい報告書「エネルギーと気候のマップの書き換え (Redrawing the Energy-Climate Map)」を発表し、世界中のマスコミがこの報告書に飛びついた。この全ての出来事から、気候変動との戦いでは2020年以前に強力な行動をとる必要性が浮かび上がった。多くのものは、各国政府がこのような課題に取り組めるかどうか疑問視している。

UNFCCCの3つの組織-実施に関する補助機関、科学上及び技術上の助言に関する補助機関、ダーバン・プラットフォーム特別作業部会-全てで、長大な議題項目リストの進展を見る必要がある。補助機関に期待される議題には、損失と被害の問題への取り組み、資金、政府間会合のアレンジ、予算、農業、市場と非市場メ

カニズム、REDD+、2013-2015年レビューの問題があった。ADPでの議論は、2015年合意及び2020年までの野心の作業進展を図る方法の審議が期待された。

結局、SBIは、手続き上の論争から、実質的な審議を開始することさえできなかった。これと対照的に、SBSTAは、多数の議題項目で進展があり、ADPも、可能な合意の輪郭を描くことや2020年までの野心引き上げについて「会話 (conversation)」が続けられたが、その評価はさまざまであった。この簡単な分析では、ボン会合について議論し、2013年11月のワルシャワでのCOP 19及びCMP 9に対する影響可能性を検討する。

SBI 38 - 一度も開催されなかった会議

多くのものが驚かされたことに、SBIにおいて、締約国は議題書を採択できず、ボンでの会合は実質上一度も開始されることがなかった。ロシア、ベラルーシ、ウクライナは、COP及びCMPでの意思決定に関する手順問題、法的問題を議題項目に追加するよう提案した。この提案は、ドーハ会議のCMPを閉会する際に、京都議定書の第二約束期間で意見が対立する最中に、閉会の槌が打たれた出来事に対する対応であった。

ロシアは、UNFCCCでは「常に手順問題 (constant procedural problems)」があり、さらに18年が過ぎても締約国は未だに手順規則案を暫定的に適用している事実を指摘し、この提案を正当化した。UNFCCCの下での投票規則がない中、全ての決定は全員一致で行われなければならない、全ての締約国が自国の意見を聴いてもらう権利を有する。ロシアは、カンクン会合において、カンクン合意に対するボリビアの反対が、COP議長によりあからさまに却下された例など、「不幸な」多くの例に注目した。

意思決定手順の議論が容易ではないことは熟知されていたが、大半の締約国は、ロシア、ベラルーシ、ウクライナが提起した問題は有効であると同意した。全員一致に至ることができない場合には投票を認めるよう条約を改定するというパプアニューギニアとメキシコの関連提案は、実際、COP議題書に既に記載されている。いずれにしても、この論争はボンでは解決できなかった。問題の一つはどの場で議論するかであり、COPとCMPなのか、それともSBIなのか、さらにこの微妙な問題をどう解決するかも問題となった。一部の締約国は、危険な前例の回避を希望した。シンガポールが述べたとおり、この提案を受け入れるなら、「どの締約国も、UNFCCCの全ての会合で議題項目を追加しようとするあらゆるインセンティブを持つ」ことになり、さらに「この行き詰まりをどう解決するかは将来の前例を作ることになる。3カ国の提案者のために手順の例外を作るなら、どの締約国も同じ処遇を求めるだろう」と警告した。UNFCCC事務局長のChristiana Figueresは、閉会時の記者会見で、全ての締約国はベラルーシ、ロシア、ウクライナが注目した問題を議論する必要がある点で合意した、しかしどう議論するかで合意できなかったと指摘した。

大半の締約国は、SBIが作業を開始できなかった点に深い懸念を抱きつつボンを離れた。ツバルは、UNFCCC意思決定プロセスの欠点を認める一方、「手順問題を用いることで、プロセスを悪化させたのは、

極めて皮肉なことだ」と指摘し、これは「シートベルトがうまく作動しないことを実証するため、わざと車を衝突させる」ものだと述べた。手順規則を採択するには全員一致に達する必要があるというパラドックス、これは難問をさらに難しくするだけである。

今から11月のSBI 39の間に、この行き詰まりを克服する協議が行われ、たとえ微妙なものであっても妥協に至ることが期待される、そうすればSBIは、ワルシャワで実質的な審議に進むことが可能になる。多くのものが、ベラルーシ、ロシア、ウクライナの提案はCOPとCMPの意思決定に関係する問題であり、SBIではなく、COPとCMPで議論されるべきだと感じている。ボンでは、一部のものが、実際にこの問題がCOP議題に入る可能性があると期待していた。SBIは、多くの問題を抱えており、UNFCCC事務局長のChristiana Figueresが言ったとおり、失われた時間を取り戻すには、ワルシャワで、「3週間の議論を1週間に押し込める (squeeze three weeks into one)」必要がある。この問題でどのような決定が行われるにしろ、SBI 39、さらにそのあとのプロセスでの将来作業に影響を与えることになる。

SBSTA - 期待以上の成果

SBIが前に進めなかったことから、多くのSBSTAコンタクトグループは、通常より長い交渉時間を持つことができた、その恩恵を受けた主なコンタクトグループの中には農業とREDD+があった。このためSBSTA側の雰囲気はかなり前向きなものとなり、多くのものがボンでの進展達成を喜んでいた。しかし、SBSTAの議題項目の多くがSBIでの議論と結び付いており、ある参加者が言うとおおり、「実施に関する問題と切り離して技術面で決定を行うのは課題が多い (taking decisions on technical aspects in isolation from interrelated issues on implementation is challenging)」のである。

議題では、REDD+の方法論関係で7つ以上の問題が保留されていたが、ボン会合の参加者は、このような課題に十分応えられることが証明された。SBSTA 38の成果は、方法論と実施問題の相互関係の一部に意見対立があり合意に手が届かなかったドーハ会合からすると、明らかに一歩前進であった。たとえば、ドーハ会合では、締約国は、途上国がREDD+活動で回避した排出量に関する情報を提出した場合の評価のタイプについて合意できなかった。多数の途上国が、REDD+はNAMAsと同じ形で国際的な協議と評価(ICA)の対象にすべきと強調したが、一部の先進国は、情報の透明性及び正確さへの懸念から、より徹底的なレビュープロセスを提案した。しかし、ある林業交渉担当者が指摘したとおおり、「専門家の技術チームに関するものなど、ICAの一部の側面に関するSBI側での明確化があれば、よりよい情報を得た議論となり、締約国も改めて確証を得られただろう。」しかしボン会合で、締約国は、REDD+方法論の作業を前に進めることができた。締約国は妥協案で合意し、一部の「想定 (assumptions)」に基づき作業することで合意した。このため、SBIでのICA議論の結果を予断するものではないと明記する脚注がつけられた。

REDD+に関し3つの決定書草案がCOP 19での採択を推奨され、MRV及び参照レベルに関する決定書草案となる可能性がある文章が、ワルシャワでの更なる審議のため送られたなか、一部のものは、ボン会合は「REDD+に関する印象的な進展の道を開いた会合」とみられる可能性があると述べた。しかし、ある参加者が認めたとおり、「資金供与に関する決定に方法論問題で達成できた進展が含まれないなら、このモーメントを失う可能性がある。」

農業に関し、締約国はドーハ会合で、「農業部門の緩和から生じる機会と課題」に関するワークショップ及びテクニカルペーパーで合意できなかつた、これはG-77/中国が緩和ではなく適応の懸念への対応を希望したことが理由であった。ボン会合で、インド、フィリピン、アルゼンチンは、農業の排出量のキャップは多数のものの生活を脅かすという多くの途上国が抱く懸念について、詳しく説明し、食糧安全保障が緩和目的のために脇に追いやられるべきではないと主張した。しかし、ボン会合は、前例のない進展を実現することができた。締約国は、「特に途上国において、農村の発展、持続可能な開発、農耕システムの生産性、食糧安全保障を推進する一方で、気候変動の影響に対する農業の適応」を議論するよう、ワークショップ及びテクニカルペーパーの焦点をシフトすることで合意した。農業の適応共同便益の可能性も議論することで合意したことに、多数の途上国と一部の先進国は満足した。

SBSTAでの異なる議題項目の下で進展が達成されたにも関わらず、多数のものが、SBIでの行き詰まりがワルシャワ会合でも続くなれば、SBSTAの作業も相当な影響を受けるのではないかとの恐れを表明した。「SBIが会合し、進行することが必要だ」とある参加者は切り出した。

ADP - ギアはニュートラルで引っかけたまま

ADP 2-2はワークショップ及びラウンドテーブルでの議論を続けたが、これは「マラソン会議」とでも評されるもので、ある参加者が述べたとおり「これまでの議論が蒸し返された。」しかし別なものは、プロセスへの満足の意を表し、この会合は「新しい合意の範囲、構成、設計の定義付け」を始める機会を与えたと述べた。多数の途上国は、ワルシャワでの「お話の出店 (talk shops)」は終わりにし、焦点を絞った議論に転換するよう求めたが、他のものは、ワークショップやラウンドテーブルは異なる視点を提供するとして、その有用性に注目し続けた。ADP作業計画プログラムによると、COP 19では、2014年に向けての明確なロードマップを打ち出すことが期待され、このため締約国は、2014年のCOP 20までに交渉文書案の要素を打ち出すことが期待されると知った上で、この目的のため、どのように進展を図るか決定する必要がある。

緩和に関し、2°Cという気温上昇限度を超えないような緩和約束の集約を確保するトップダウンシステムと、各国が独自に約束を決定し提出できるようにするボトムアップ手法との妥協点を見出そうとする多様な「ハイブリッド手法」が議論された。現時点では、透明性と共通算定規則に関する決定が重要であり、更なる交

渉を必要としない形で、約束の更新、強化を推進する「ファーストトラック」システムでの合意も明らかとなった。さらに締約国は、2015年合意の中に適応や実施方法をどう取り入れるかでも合意する必要がある。

一部の参加者は、ワークストリーム1 (2015年合意)の下での進展は2020年より前の期間の野心引き上げに関するワークストリーム 2での進展とバランスをとる必要があると強調した。ドーハで締約国は、2020年までの野心のギャップを解消する一連の行動を2013年に特定し、可能性を探ることで合意した。ボン会合で、アフリカ諸国、AOSIS、EUは、現在のプレッジと、京都議定書及び条約の下での約束の強化を確保する必要があるとの声を上げた。これに関し、AOSISは、ワルシャワ会合より前に追加的で野心的な2020年までの緩和努力を確保するため、「技術的で、目標を持ち、成果指向の議論」を含める提案を提出した。

Harald DovlandとJayant Moreshver Mauskarの両共同議長のガイダンスの下、ADPは、比較的「容易な議事進行 (easy ride)」があったが、次期共同議長のArtur Runge-MetzgerとKishan Kumarsinghは、自分たちの任期を「ADPのハネムーン段階」が終わるときだと受け止めている。議長のDovlandが指摘したとおり、ADPには「劇的な課題が控えている」。全てのものを喜ばせる運用法で合意し、2つのワークストリームの下、ダーバン会議で義務とされた野心的な議題を成功裏に終わらせるため、透明で参加性の高い形での決定を行うのは、容易でないのは間違いない。将来を展望するとき、多くのものは、あるNGO代表が言ったとおり「2009年のコペンハーゲンサミットをあれほどの災厄にした終了間際の混乱の類 (the kind of last-minute scramble that made the 2009 Copenhagen Summit such a disaster)」を確実に回避したいと考えている。

ワルシャワ - 再度、魂に火がつくか？

気候変動の利害がこれほど高くなかった時、多国間プロセスは、モーメンタムの無さ、一般の関心の薄れ、他の競合する優先課題に苦しめられてきた。バリ会議後、コペンハーゲン会議の前では、理想主義もエネルギーもすっかり消えうせていた。しかし、2015年の意味のある合意を確保するには、どれほど大きな課題が先々に控えているか、全く疑う余地がない、ワルシャワ会議はその重要な3回のCOPsの最初の会合となる。

2015年合意を最終的に実現するには、プロセスと中身の両方を慎重に考察し、意味のある決定を行う必要がある。ワルシャワ会議は、法的拘束力のある合意に向けた明確な道筋を導き出し、2020年までの野心引き上げで進展をもたらすため、強力な実施措置パッケージを達成する上で、役割を果たせる。ボン会議は、状況が正しければ、進展が可能であることを実証した、しかし同時に、曲がりくねった道筋からだれもが目を離してしまうような問題が生じる可能性があることも実証した。

今後の会議予定

第32回共同実施監督委員会会合：共同実施監督委員会は第32回会合を開催、共同実施に関する問題を審議する。 日付：2013年6月17-18日 場所：ドイツ、ボン 連絡先：UNFCCC事務局 電話：+49-228-815-1000
ファクシミリ：+49-228-815-1999 電子メール：事務局@unfccc.int www：

http://ji.unfccc.int/Sup_Committee/Meetings/index.html

GEF第44回評議会：地球環境ファシリティの評議会は年2回会合し、GEFの対象分野において、世界的な環境便益を伴う新しいプロジェクトを承認し、GEF事務局および組織に対し指針を提供する。 日付：2013年6月18-20日 場所：米国、ワシントンDC 連絡先：GEF事務局 電話：+1-202-473-0508 ファクシミリ：
+1-202-522-3240 電子メール：secretariat@thegef.org www：

<http://www.thegef.org/gef/content/gef-44th-council-meeting>

グリーン経済でのREDD+に関する世界シンポジウム：このシンポジウムは国連開発途上国における森林減少・森林劣化に由来する排出の削減に関する協力プログラム(UN-REDD)が開催するもので、REDD+と持続可能な開発及びグリーン経済を結ぶパイロット活動で得られた学習事項を検討する。 日付：2013年6月19-21日 場所：インドネシア、ジャカルタ 連絡先：John Prydz 電子メール：John.Prydz@unep.org www：
http://www.un-redd.org/REDD_in_Green_Economy_Global_Symposium/tabid/105931/Default.aspx

モントリオール議定書締約国のオープンエンド作業部会第33回会合：この会議は、第25回モントリオール議定書締約国会議の準備会合として、モントリオール議定書実施に関する問題を議論する。 日付：2013年6月24-28日 場所：タイ、バンコク 連絡先：オゾン事務局 電話：+254-20-762-3851 ファクシミリ：
+254-20-762-0335 電子メール：ozoneinfo@unep.org www：

<http://conf.montreal-protocol.org/meeting/oewg/oewg-33/presession/default.aspx>

技術執行委員会第6回会合：UNFCCC TECの第6回会合は、新しい技術概要を作成し、条約の内外のアレンジによる参加推進を可能にする問題での進展状況を議論する；利害関係者の参加推進方式を提示する；委員会の他の作業を継続する。 日付：2013年6月26-28日 場所：ドイツ、ボン 連絡先：UNFCCC事務局 電話：
+49-228-815-1000 ファクシミリ：+49-228-815-1999 電子メール：secretariat@unfccc.int www：

http://unfccc.int/ttclear/pages/tec_home.html

第5回アフリカ・カーボン・フォーラム：アフリカ・カーボン・フォーラムは、アフリカにおける炭素投資のための貿易見本市と知識交換の場であり、アフリカでの低炭素開発へのアクセスを推進する方法について検討する。 日付：2013年7月3-5日 場所：コートジボアール、アビジャン 連絡先：Emilie Wieben 電子メール：
acf@risoe.dtu.dk www：<http://africacarbonforum.com/2013/english/>

国際水文科学協会 (IAHS)、国際海洋物理科学協会 (IAPSO)、国際地震学及び地球内部物理学連合 (IASPEI)

の合同総会：この科学会議では次の問題に関するシンポジウムが開催される：海洋での混合；地域の海；海洋観測と気候変動；水文学における気候と陸地表面の変化；気候変動の下での寒帯及び山岳部の水文学システム；水の量と質の特性；変化する世界における淡水の水質変化の理解；堆積物と水生生態系との相互作用；適応性の水資源管理；途上国における水文学の教育及びキャパシティビルディング。 日付：2013年7月22-26日 場所：スウェーデン、ヨーテボリ 連絡先：会議事務局 電話：+46-31-708-60-00 ファクシミリ：+46-31-708-60-25 電子メール：iahs.iapso.iaspei2013@congrex.com www：<http://iahs-iapso-iaspei2013.com>

CDM理事会第74回会合：クリーン開発メカニズム(CDM)理事会は、第74回会合を開催し、CDMの運用関連問題を検討する。 日付：2013年7月22-26日 場所：ドイツ、ボン 連絡先：UNFCCC事務局 電話：+49-228-815-1000 ファクシミリ：+49-228-815-1999 電子メール：secretariat@unfccc.int www：<http://cdm.unfccc.int/EB/index.html>

共同実施認定パネル第30回会合：共同実施認定パネルは独立機関の認定に関係する問題を検討するため会合する。 日付：2013年8月22-23日 場所：ドイツ、ボン 連絡先：UNFCCC事務局 電話：+49-228-815-1000 ファクシミリ：+49-228-815-1999 電子メール：secretariat@unfccc.int www：<http://ji.unfccc.int/index.html>

CDM理事会第75回会合：CDM理事会は、第75回会合を開催し、CDMの運用に関する問題を議論する。 日付：2013年9月23-27日 場所：ドイツ、ボン 連絡先：UNFCCC事務局 電話：+49-228-815-1000 ファクシミリ：+49-228-815-1999 電子メール：secretariat@unfccc.int www：<http://cdm.unfccc.int/EB/index.html>

IPCC第1作業部会会合及びIPCC-36：第5次評価報告書(AR5)の承認を行うIPCC第1作業部会のプレナリーは、2013年9月に開催される。続いて、IPCC-36が開催され、AR5に対するWGI報告書の承認を行う。 日付：2013年9月23-26日 場所：スウェーデン、ストックホルム 連絡先：IPCC事務局 電話：+41-22-730-8208 ファクシミリ：+41-22-730-8025 電子メール：IPCC-Sec@wmo.int www：http://www.ipcc.ch/scripts/_calendar_template.php?wg=8#.UYPBCBxBgrI

共同実施監督委員会第33回会合：共同実施監督委員会は第33回会合を開催、共同実施の運用関連問題を審議する。 日付：2013年10月3-4日 場所：ドイツ、ボン 連絡先：UNFCCC事務局 電話：+49-228-815-1000 ファクシミリ：+49-228-815-1999 電子メール：secretariat@unfccc.int www：<http://ji.unfccc.int/index.html>

CBD SBSTTA 17：この会議では、海洋及び沿岸部の生物多様性、生物多様性と気候変動、IPBESとの協力などの問題の議論が期待される。 日付：2013年10月14-18日 場所：カナダ、モントリオール 連絡先：CBD



Earth Negotiations Bulletin
Bonn Climate Change Conference - June 2013
<http://www.iisd.ca/climate/sb38/>



一般財団法人 地球産業文化研究所
<http://www.gispri.or.jp>
Tel:+81-3-3663-2500 Fax:+81-3-3663-2301

事務局 電話:+1-514-288-2220 ファクシミリ:+1-514-288-6588 電子メール:secretariat@cbd.int www:
<http://www.cbd.int/doc/?meeting=SBSTTA-17>

IPCC-37: 気候変動に関する政府間パネルの第37回総会(IPCC 37)では、2つの方法論報告書が審議される:
「国別温室効果ガスインベントリプログラムの2006年版IPCCガイドラインに対する2013年補足報告書: 湿地」;
「京都議定書の下でのLULUCFによるGHG排出量及び除去量の推計に関するグッドプラクティスガイ
ダンス」。 日付: 2013年10月14-18日 場所: グルジア 連絡先: IPCC事務局 電話: +41-22-730-8208
ファクシミリ: +41-22-730-8025 電子メール: IPCC-Sec@wmo.int www:

http://www.ipcc.ch/scripts/_calendar_template.php?wg=8#.UYPBCBxBgrI

第3回国際海洋保護区会議: 第3回国際海洋保護区(MPAs)会議は、異なるイニシアティブによる協力推進行
動を定義し、気候変動、貧困削減、資源共有など世界的な課題に直面する新しい考え方の提案を目指す。 日
付: 2013年10月21-17日 場所: フランス、マルセイユ、コルシカ 連絡先: IUCN 電子メール: info@impac3.org
www: <http://www.impact3.org/en/>

モントリオール議定書第25回締約国会合: MOP 25は、危機的および必須の場合の使用という除外項目候
補など、多数の問題の審議を行う予定である。 日付: 2013年10月21-25日 場所: タイ、バンコク 連絡
先: オゾン事務局 電話: +254-20-762-3851 ファクシミリ: +254-20-762-4691 電子メール:
ozoneinfo@unep.org www: <http://ozone.unep.org>

CDM理事会第76回会合: クリーン開発メカニズム(CDM)理事会は、CDMの運用関連問題を審議する第76回
会合を開催する。EB76は、UNFCCC第19回締約国会議(COP 19)と合わせて開催される。 日付: 2013年11
月4-8日 場所: ポーランド、ワルシャワ 連絡先: UNFCCC事務局 電話: +49-228-815-1000 ファクシミ
リ: +49-228-815-1999 電子メール: secretariat@unfccc.int www: <http://cdm.unfccc.int/EB/index.html>

UNFCCC第19回締約国会議: COP 19、CMP 9、ADP 2-3、SBSTA 39、SBI 39はポーランドのワルシャワで開
催される。 日付: 2013年11月11-22日 場所: ポーランド、ワルシャワ 連絡先: UNFCCC事務局 電話:
+49-228-815-1000 ファクシミリ: +49-228-815-1999 電子メール: secretariat@unfccc.int www:
<http://www.unfccc.int>.

用語集

ADP	強化された行動のためのダーバン・プラットフォーム特別作業部会
AILAC	独立中南米カリビアン諸国連合
ALBA	米州ボリバル同盟
AOSIS	小島嶼国連合
CAN	気候行動ネットワーク
CBDR	共通だが差異ある責任
CDM	クリーン開発メカニズム
CMP	京都議定書締約国会合
CO ₂	二酸化炭素
COP	締約国会議
CRF	共通報告様式
CTC	気候技術センター
CTCN	気候技術センター・ネットワーク
EIG	環境十全性グループ
FVA	多様な手法の枠組
GCF	緑の気候基金
GHGs	温室効果ガス
HFCs	ハイドロフルオロカーボン類
ICA	国際的な協議と分析
ICAO	国際民間航空機関
IMO	国際海事機関
IPCC	気候変動に関する政府間パネル
LDCs	後発開発途上国
LMDC	有志途上国
LULUCF	土地利用・土地利用変化及び林業
MRV	測定・報告・検証
NAMAs	国別適切緩和行動
NAPs	国別適応計画

NDEs	国家認定組織
NMM	新市場メカニズム
NWP	影響、適応、脆弱性に関するナイロビ作業計画
REDD+	開発途上国における森林減少・劣化に由来する排出の削減 並びに森林保全、炭素貯留量の増加
SBI	実施に関する補助機関
SBSTA	科学上及び技術上の助言に関する補助機関
SICA	中米統合機構
TEC	技術執行委員会
UNFCCC	国連気候変動枠組条約

GISPRI 仮訳

This issue of the Earth Negotiations Bulletin © <enb@iisd.org> is written and edited by Jennifer Allan, Beate Antonich, Asheline Appleton, Rishikesh Ram Bhandary, Kati Kulovesi, Ph.D., Elena Kosolapova, Ph.D., and Eugenia Recio. The Digital Editor is Leila Mead. The Editor is Pamela S. Chasek, Ph.D. <pam@iisd.org>. The Director of IISD Reporting Services is Langston James "Kimo" Goree VI <kimo@iisd.org>. The Sustaining Donor of the Bulletin is the European Commission (DG-ENV). General Support for the Bulletin during 2013 is provided by the German Federal Ministry for the Environment, Nature Conservation and Nuclear Safety (BMU), the Ministry of Environment of Sweden, the New Zealand Ministry of Foreign Affairs and Trade, SWAN International, the Swiss Federal Office for the Environment (FOEN), the Finnish Ministry for Foreign Affairs, the Japanese Ministry of Environment (through the Institute for Global Environmental Strategies - IGES), and the United Nations Environment Programme (UNEP). Funding for translation of the Bulletin into French has been provided by the Government of France, the Wallonia, Québec, and the International Organization of La Francophonie/Institute for Sustainable Development of La Francophonie (IOF/IFDD). The opinions expressed in the Bulletin are those of the authors and do not necessarily reflect the views of IISD or other donors. Excerpts from the Bulletin may be used in non-commercial publications with appropriate academic citation. For information on the Bulletin, including requests to provide reporting services, contact the Director of IISD Reporting Services at <kimo@iisd.org>, +1-646-536-7556 or 300 East 56th St., 11D, New York, NY 10022 USA.